

渡嘉敷村景観形成ガイドライン

Landscape Design Guidelines for Tokashiki Village

「住むひと、訪れるひと、幸せを実感できる しま 景観碧島づくり」をめざして



令和2年2月

渡嘉敷村

目 次

1 景観形成ガイドライン策定の目的	1
(1) 景観形成ガイドライン策定の目的と位置づけ	1
(2) 景観形成ガイドラインの構成	2
(3) 渡嘉敷村景観計画の将来像と方針	4
(4) 景観計画の区域と地区区分	8
(5) 基準内容の一覧	10
2 届出対象行為・手続き	23
(1) 届出のフロー	23
(2) 届出の対象行為及び規模	24
(3) 届出の手続きの流れ	29
(4) 景観の手続きに必要な書類	32
(5) 届出違反等に対する罰則	34
3 景観形成基準の解説・例示	35
(1) 建築物	35
(2) 工作物	69
(3) 開発行為	79
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	82
(5) 木竹の伐採	87
(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	88
(7) 特定照明	90

1

景観形成ガイドライン策定の目的

(1) 景観形成ガイドライン策定の目的と位置づけ

1) 景観形成ガイドライン策定の目的

「渡嘉敷村景観形成ガイドライン」は、「渡嘉敷村景観計画」に定める景観形成基準の内容について、景観配慮の視点や方法などを分かりやすく解説し、村民、事業者の方々に、村内で建築物の建築等を行う際のルール（景観形成基準）を理解し、自主的に地域の良好な景観形成に向けて取り組んでいただくことを目的としています。

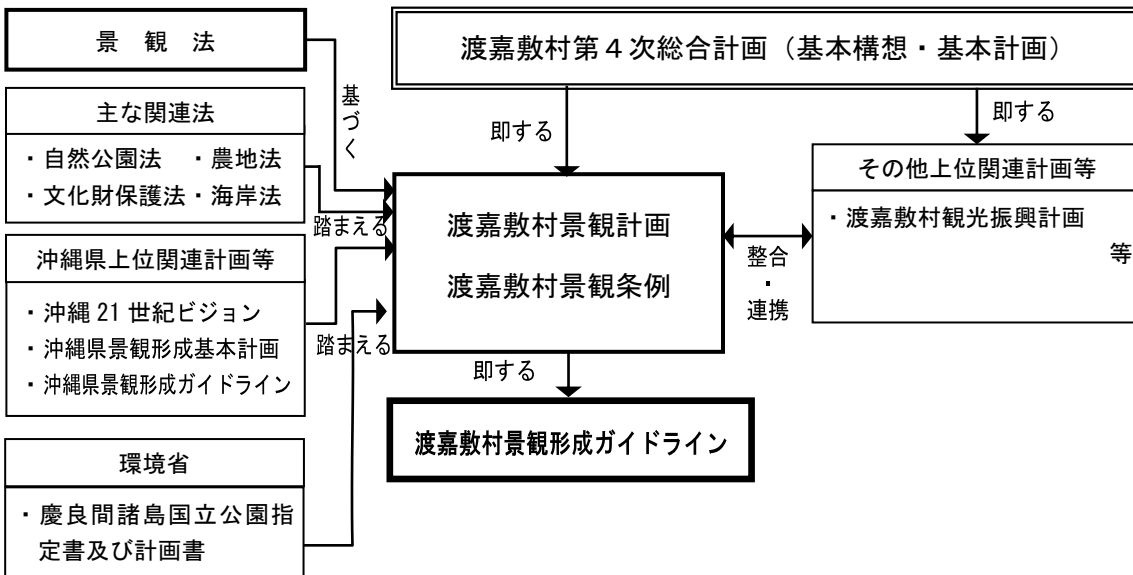
本ガイドラインでは、建築物・工作物の建築等にあたり、「渡嘉敷村景観計画」に基づいて良好な景観を形成するための留意点を解説しています。

2) 景観形成ガイドラインの位置づけ

渡嘉敷村景観計画及び景観条例は景観法に基づく法定計画及び委任条例として定めています。

本ガイドラインはその景観計画及び景観条例に即したものであり、本村の上位関連計画との位置づけ等は以下のとおりです。

■ 本ガイドラインの位置づけ



(2) 景観形成ガイドラインの構成

本ガイドラインは大きく「構成編」、「解説編」で構成しています。

＜ 構 成 編 ＞
1 景観形成ガイドライン策定の目的 (1) 景観形成ガイドライン策定の目的と位置づけ (2) 景観形成ガイドラインの構成 (3) 渡嘉敷村景観計画の将来像と方針 (4) 景観計画の区域と地区区分 (5) 基準内容の一覧
＜ 解 説 編 ＞
2 届出対象行為・手続き (1) 届出のフロー (2) 届出の対象行為及び規模 (3) 届出の手続きの流れ (4) 景観の手続きに必要な書類 (5) 届出違反等に対する罰則
3 景観形成基準の解説・例示 (1) 建築物 (2) 工作物 (3) 開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 (5) 木竹の伐採 (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (7) 特定照明

「なぜ『景観むらづくり』が必要か」

私たちが目にする景観は、さまざまなむらづくりに関する取り組みや日々の営みが目に映る形となって現れたものでもあります。むらづくりを通じて、村民共通の資産である良好な景観を守り、つくり、育んでいくことが「景観むらづくり」です。景観むらづくりには、次のような意義があると考えます。

①身の回りの心地よさを創り出す

- ・身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える

景観むらづくりを通じて、身の回りの心地よさが得られます。

②むらの個性を育む

- ・伝統的な集落景観の保全やむらの新しい魅力をつくる景観むらづくりは、わがむららしさ・むらの個性を育みます。

③地域の課題解決に役立つ

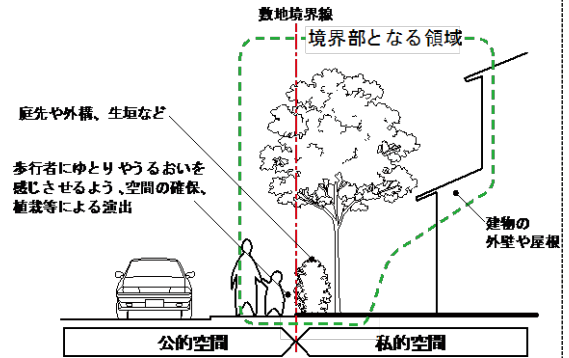
- ・地域の活性化、コミュニティの育成などの地域の課題改善にも景観むらづくりは役立ちます。

④充実感ややりがいがある

- ・景観むらづくりは、目に見える成果や地域の人々との交流などを通じて、取り組む人に大きな充実感をもたらします。

⑤地域と暮らしに愛着と誇りが持てる

- ・景観むらづくりを通じて、自分のむらや暮らしの良さに気づき、愛着や誇りを高めるようになります。



(3) 渡嘉敷村景観計画の将来像と方針

1) 景観計画の将来像

県都那覇市の西側約32kmの洋上に点在する渡嘉敷村は、慶良間諸島の中で最も大きい渡嘉敷島を中心に大小十余りの島々で構成されています。

透明度の高い海と高密度に発達した世界屈指のサンゴ礁、色彩豊かで多種多様な熱帯魚にいろどられた美しい海域景観で知られ、『ケラマブルー』と称される美しい海域景観を背景に、緑豊かな亜熱帯森林をはじめ風衝植生や砂岩等の多様な表情をみせる丘陵地、ダイナミックな地形の海食地形や白い砂浜等、独特な地形が創り出した豊かな自然景観を基本としています。

このような青と緑が結（つむ）ぐ美しい自然景観を背景に生業の風景が展開する中、集落には、コンクリート造の建築物等の近代的な要素が多くみられる一方で、屋敷林や石積み、赤瓦葺き等の伝統的な集落の構成要素が残っています。

また、地域で継承されている伝統行事や新たな交流イベントなどの景観資源もみられます。

本村の多様な景観資源を守り、育て、創造し、次世代へより望ましい形で引き継いでいくために、景観形成に関する将来像については渡嘉敷村第4次総合計画に位置づけられている将来像を踏まえ、以下のように定めています。

住むひとも、訪れるひとも、幸せを実感できる ^{しま} 景観碧島づくり



2) 良好な景観の形成に関する方針

将来像の実現に向け、本村における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めています。

① 景観形成の基本方針（全体方針）

方針1 <small>しま</small> 碧島の風景をまもる
①自然景観、歴史文化景観をまもる 本村の誇りであり、村内外の多くの人々に愛されている『ケラマブルー』の海域景観やダイナミックな海食地形や海浜、緑深い丘陵地等、青と緑が結（つむ）ぐ美しい自然景観を保全します。また、各地に点在する文化財や地域の大切な空間として受け継がれてきた拝所等の保全及び適切な管理を行います。 さらに、各地域で受け継がれている伝統芸能や祭りの保存・継承に努めます。
②眺望点をまもる 透明度の高い海域景観やそこに浮かぶ多島海景観、多様な表情をみせる丘陵地等、村民をはじめ多くの人々の心をふるわす美しい自然景観への眺望を保全します。
方針2 <small>しま</small> 碧島の風景をそだてる
①もてなしの景観をそだてる 本村の多彩で優れた景観資源を観光資源として活かすことで、地域活性化を図ります。また、地域一体となったイベントの開催や清掃活動、集落や沿道の緑化活動等をすすめることで、もてなしの景観を育てます。
②村民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる 景観づくりをすすめるためには、村民、事業者、行政等のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。そのため、良好な景観形成に関する各種情報の提供、普及に努め、村民等の意識醸成を図るとともに、主体的・継続的な活動を支援します。 行政内においては、景観法に基づく取り組みと併せて、自然公園法をはじめとした各種法制度や事業と連携した総合的・横断的な景観づくりをすすめます。
方針3 <small>しま</small> 碧島の風景におさめる
①おさめる景観づくり 民間の大規模開発や公共施設の整備については、地域の自然景観や集落景観等を阻害しないよう配慮したおさめる景観づくりをすすめます。

② 地区別の景観形成の方針

集落景観保全地区

- 地域に残る赤瓦葺き家屋、拝所、石積み、集落全体の居住環境を向上させる屋敷林など地域の資源の保全に努め、伝統的な暮らしの風景づくりに取り組みます。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとしします。
- 空き家、空き屋敷については、地域活性化に資する活用を促すことで、伝統的な集落景観の保全・回復に取り組みます。
- 季節の移ろいを感じさせる樹木や緑の保全・育成を図り、暮らしに潤いと安らぎのある風景づくりに取り組みます。

自然景観保全地区

- 慶良間諸島国立公園の特別保護地区及び特別地域においては、本来その地域が有している自然景観の保護を行うとともに、森林の適正管理に努め、良好な森林景観の維持に努めます。
- 緑の稜線、島々をとりまくケラマブルーの美しい海等への眺望の保全を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。
- 海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 人々に潤いと安らぎを与える緑の稜線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。

農地景観形成地区

- 農地については、それぞれの特性に応じた農地景観の保全・育成に努めます。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、農地景観との調和に配慮したものとします。

島の玄関景観形成地区

- 港湾や漁港については、島の玄関にふさわしい魅力的な景観形成に努めるとともに、自然景観や集落景観と調和した整備をすすめます。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとしします。

海域景観地区

- 慶良間諸島国立公園の海域公園地区においては、本来その地域が有している自然景観の保護を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 海域や海岸付近に工作物の建設や開発行為等を行う際には、自然景観との調和を図るとともに、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- スキューバダイビングをはじめとした海洋レクリエーションなど、地域の経済活動と調和した自然海岸の保全・回復を図ります。

(4) 景観計画の区域と地区区分

1) 景観計画の区域

本村において、島々及びその周辺海域でみられる多様な景観資源の保全・創出を図るため、景観計画区域を本村全域とし、さらに本村の海域景観の重要な要素である海域公園（国立公園）を含む範囲を景観計画の区域としています。

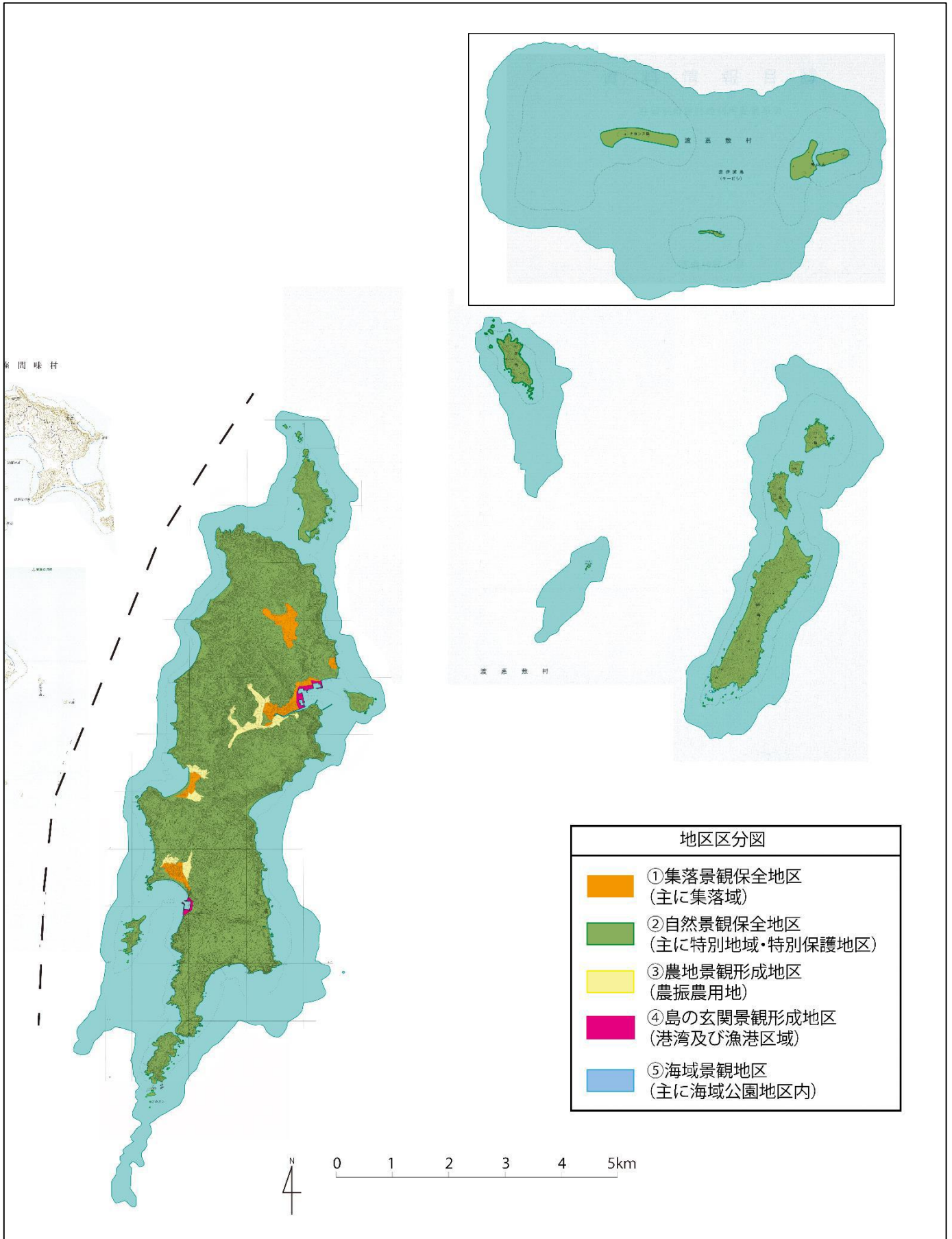
2) 景観計画区域の地区区分

土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の5地区に区分しています。

① 地区区分の考え方

地区区分	地区の範囲
(i) 集落景観保全地区	○自然公園法において普通地域に指定されている区域 ○土地利用に関する法的規制がなされていない区域 ○陸域で下記の(ii)～(iv)の地区区分に含まれていない区域
(ii) 自然景観保全地区	○自然公園法において特別保護地区及び特別地域に指定されている区域 ○森林法に基づき保安林に指定されている区域 ○ナガンヌ島、クエフ島、神山島の陸域
(iii) 農地景観形成地区	○農業振興法に基づく農用地区域として指定がなされている区域のうち、「自然景観保全地区」を除いた区域
(iv) 島の玄関景観形成地区	○港湾及び漁港の区域
(v) 海域景観地区	○自然公園法において海域公園地区に指定されている区域 ○港湾法に基づく港湾区域及び漁港法における漁港区域のうち、海域に位置している範囲

■ 景観計画区域における地区区分図



(5) 基準内容の一覧

1) 建築物

① 高さ・配置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
建築物の高さ	①建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とする。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。 (原則として建築物、工作物の新築等はできません。)
	①建築物の高さは、平屋かつ8m以下とし、緑の稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮する。	-	●	-	-	
	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。	-	-	●	-	
	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とし、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該建築物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。	-	-	-	●	
高さ	②建築物の高さは、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。	●	-	-	-	
	③建築物の高さは、周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。	●	-	-	-	
高さ・配置	④地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。	●	●	●	-	
	⑤建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。	●	●	●	●	
	⑥海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。	●	●	●	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
配置	⑦建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。 (原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	⑧地形を活かした建築物等の配置を行う。	●	●	-	-	
	⑨太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。	●	●	●	●	

② 形態・意匠・色彩

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠・色彩は、周辺との調和に配慮する。	●	-	●	-	※自然公園法に準じる。 (原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮する。	-	●	-	-	
	②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	-	
	③周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	④丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
屋根の形状	⑤建築物の屋根の形状は赤瓦勾配屋根が望ましい。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はできません。)
	⑤建築物の屋根の形状は切妻、寄棟等の勾配屋根が望ましい。	-	●	-	-	
	⑤建築物の屋根の形状は寄棟(4～6寸勾配)とし、素材は琉球赤瓦とすることが望ましい。	-	-	-	●	
壁面の色彩	⑥建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値:明度8以上、彩度2以下)を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。	●	-	-	●	
	⑦店舗等で賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、壁面と同系色にするよう努め、周辺景観との調和に配慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめる。	●	-	-	-	
	⑥建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。	-	●	●	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
屋根等の色	⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	⑧建築物の屋根等は、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	-	●	-	-	
	⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	-	-	●	-	
素材	⑨周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。	●	●	●	●	
屋外設備	⑩屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。	●	●	●	●	

③ 敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
緑化	①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行う。	-	●	-	-	
	②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。	●		-	-	

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
垣・柵・塀	③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを 1.5m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努める。	●	-	-	-	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	③敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう道路の地盤面から 1.5m以下とする。	-	●	-	-	
	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑える。	-	-	-	●	

④ その他

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをしない。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②敷地内においては、常に整理整頓に努める。	●	●	●	●	

2) 工作物

① 高さ・配置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①工作物の高さは 13m以下とする。 但し、当該工作物の機能、目的に おいて基準を超えた高さが必要な 場合は、当該工作物の設置目的 等を達成するために必要な最低 限度の高さとする。	●	●	●	●	※自然公 園法に 準じ る。(原 則と して建 築物、 工作物 の新築等 はでき ません。)
	②工作物の高さは地域の景観に配 慮し、工作物を設置する周辺の建 築物と同程度の高さに抑える。	●	●	●	●	
	③工作物の高さ・配置は、周辺の主 要な眺望点及び拝所からの眺望 を阻害しないよう配慮する。	●	●	●	●	
	④丘陵地エリアの周辺においては、 稜線を乱さないよう、高さ・配置に 配慮する。	●	●	●	●	
	⑤海岸線軸の周辺においては、美し い海岸景観を阻害しないよう、高 さ・配置に配慮する。	●	●	●	●	
	⑥工作物が大規模となる場合は、周 辺への圧迫感を軽減するために 分節化、分散配置等の工夫を行 う。	●	●	●	●	
	⑦太陽光パネルを設置する場合は、 周辺の風景との調和に配慮すると ともに、道路や公園などの公共の 場所から目立たないよう配置など を工夫する。	●	●	●	●	

② 形態・意匠・色彩

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。	●	●	●	●	
	⑤垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は緑化する等、周辺景観との調和に配慮する。	●	●	●	●	
	⑥携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮する。	●	●	●	●	
	⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避ける。	●	●	●	●	
	⑧工作物に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	●	●	●	●	

③ 緑化等

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努める。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。	●	●	●	●	
	③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをしない。	●	●	●	●	

3) 開発行為

① 地形、擁壁・のり面

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。	●	●	●	●	
	③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。	●	●	●	●	

② 緑化

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化する。	●	●	●	●	

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

① 採取・採掘方法と変更後の措置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等できません。)
	②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景する。	●	●	●	●	

② 地形、擁壁・のり面

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。	●	●	●	●	
	③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。	●	●	●	●	

③ 緑化

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①当該行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。	●	●	●	●	
	③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景する。	●	●	●	●	

5) 木竹の伐採

① 伐採方法と伐採後の措置

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
	①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
	②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいする。	●	●	●	●	
	③植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。	●	●	●	●	

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
高さ・位置・遮へい	①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑える(3.0m以下)。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はありません。)
堆積の方法	①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛ける。	●	●	●	●	

7) 特定照明

項目	基準の内容	集落景観 保全地区	自然景観 保全地区	農地景観 形成地区	島の玄関 景観形成 地区	海域景観 地区
照明の方法	①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。	●	●	●	●	※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はできません。)
	②過度な明滅(めいめつ)を避ける。	●	●	●	●	

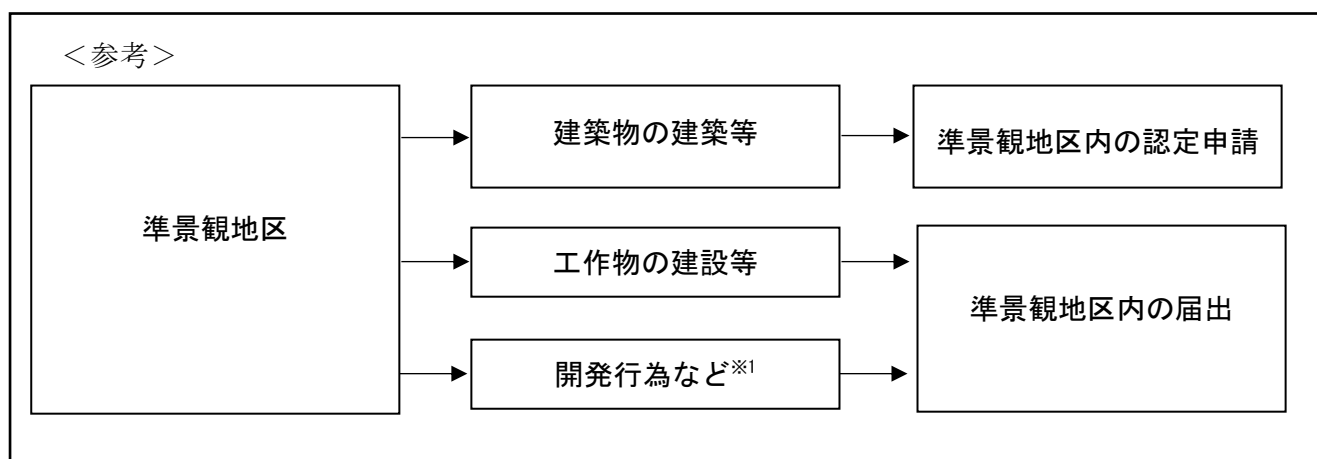
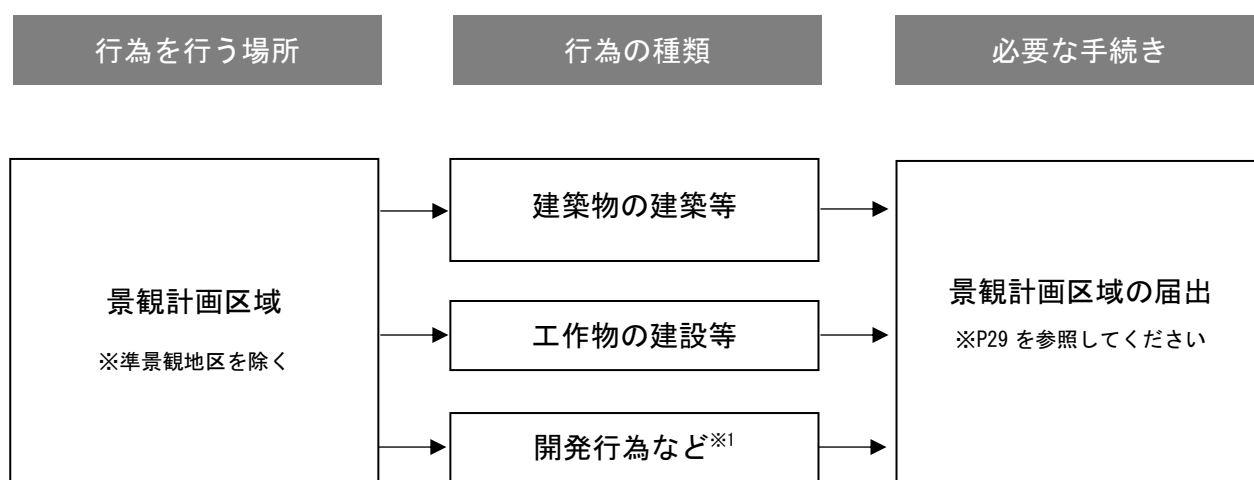
2 届出対象行為・手続き

(1) 届出のフロー

建築物の建築をはじめとする「行為を行う場所」、「行為の種類」によって、必要な手続きが異なります。

下記のフローに沿って、行為を行う場所と行為の種類から必要となる手続きを確認の上、所要の手続きを行ってください。

なお、準景観地区の指定となった場合は、渡嘉敷村から認定が必要となります。



※1「開発行為など」の行為は、以下の通り。

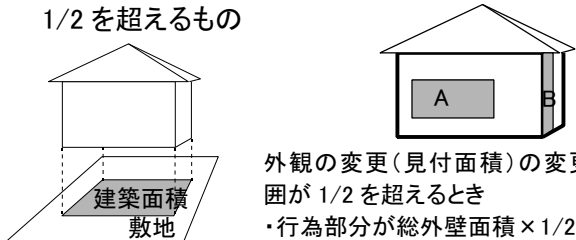
- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・特定照明

(2) 届出の対象行為及び規模

渡嘉敷村内において、届出が必要となる行為及び規模は、次のとおりです。

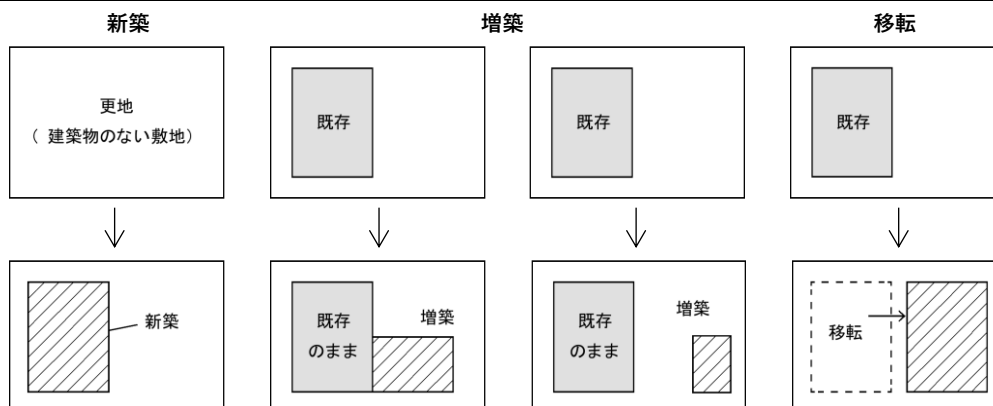
ただし、届出の適用除外となる場合がありますので、「渡嘉敷村景観計画」又は窓口までご確認下さい。

1) 景観計画区域（行為の届出）

行為の種類	対象となる規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※1】	○建築面積が 10 m ² を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの  外観の変更(見付面積)の変更の範囲が 1/2 を超えるとき ・行為部分が総外壁面積×1/2<A+B

【用語解説】

建築物	建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。これに附属する門や塀、地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗等を含み、建築設備※も建築物に含まれる。 ※建築設備：建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針など。
高さ	地盤面（地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積のこと。建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。軒や庇、バルコニーなどで、外壁の中心線から1m以上突出している部分については、先端から1m後退させた部分までを建築面積に算入する。
新築	建築物の存しない敷地（更地）に建築物を造ること。
増築	同一敷地内にある既存の建築物（工作物）の延床面積又は高さを増加させること。
改築	建築物（工作物）の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は新築又は増築扱いとなる。
移転	同一敷地内で建築物（工作物）を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。
修繕	既存の建築物（工作物）の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模様替え	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。

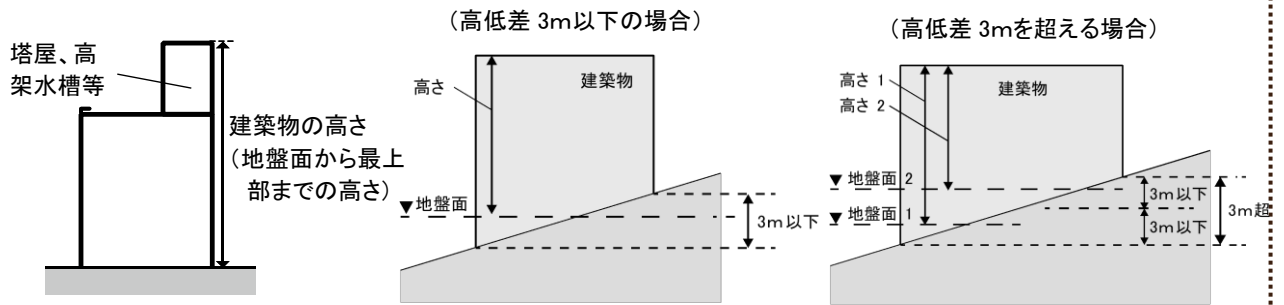


< 解説 >

「高さ」の算定方法とは

○渡嘉敷村景観計画における「高さ」は、塔屋または高架水槽を含む地盤面から最上部までの高さ（沖縄県景観形成条例の大規模行為と同じ）とします。ただし、家庭用アンテナ等の景観に影響の著しく小さいものは含めません。

※斜面地の場合での地盤面の算定は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さ（建築基準法における算定と同じ）とします。



渡嘉敷村景観条例施行規則

（建築物及び工作物の高さの算定）

第3条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、地盤面からの高さによるものとする。

2 前項の「地盤面」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項の規定によるものとする。

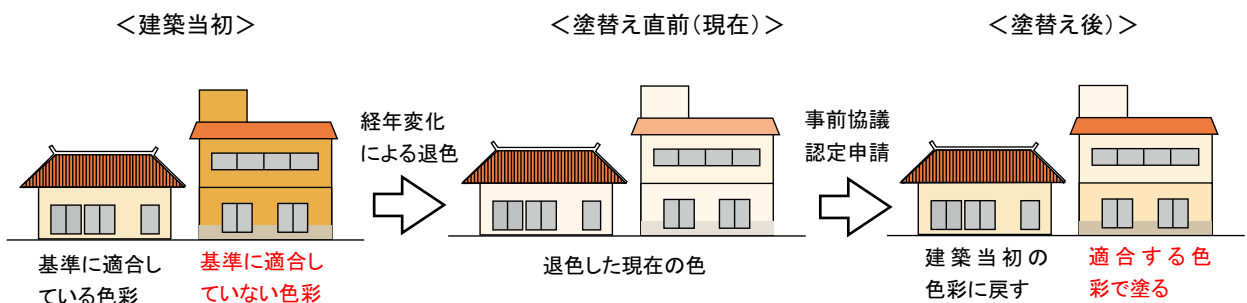
【注意】色彩の変更等について

○建築当初と同じ塗料を使用しても「色彩の変更」となり、届出が必要です。

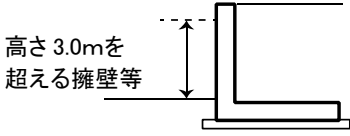
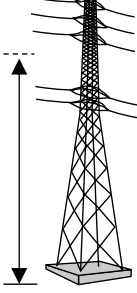
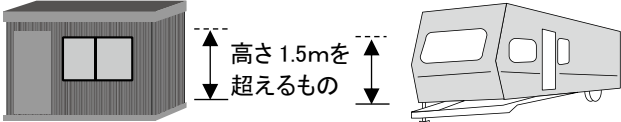
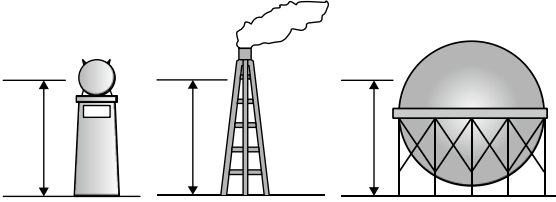
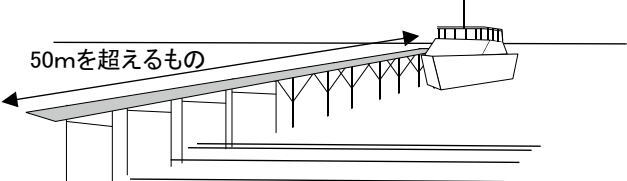
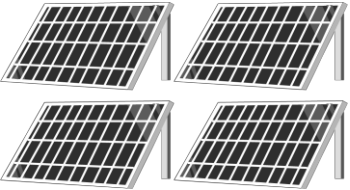
「色彩の変更」とは、行為直前の外観（色彩）と行為後の外観（色彩）が異なることを指します。

通常、塗替えをするということは、経年劣化又は退色した色彩を元々の色彩に戻す、もしくは色彩を変えるのが目的になるので、同じ色の塗料、異なる色の塗料を用いる場合のいずれも色彩の変更にあたります。

したがって、建築当初に外壁塗装に使用したのと全く同じ色の塗料を使用して塗替える場合も届出対象となります。

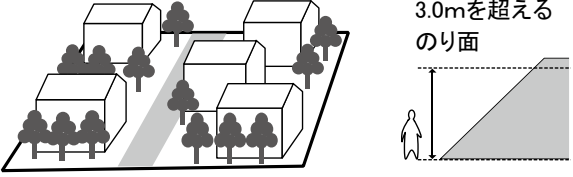
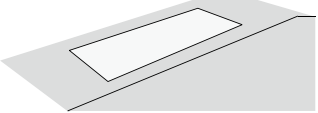
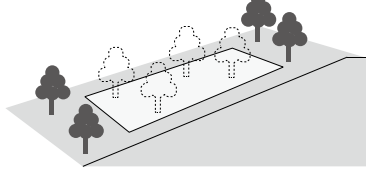
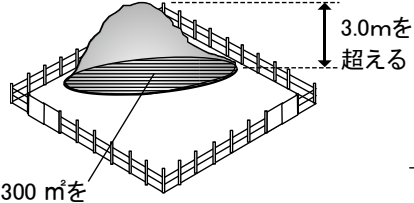
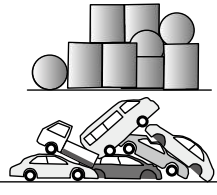


※1：特定届出対象行為：景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。（変更命令）

行為の種類	対象となる規模
<p>2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>【特定届出対象行為^{※1}】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>煙突・アンテナ等の以下に示す行為のうち、高さ10mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、物見塔、装飾塔類 ・煙突、排気塔類 ・高架水槽、冷却塔類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ・彫像、記念碑類 ・汚水・ごみ処理施設類 ・風力発電施設 </div>	<p>○高さが 3.0mを超える擁壁、垣(生垣を除く)、柵、塀その他これらに類するもの</p>  <p>○高さが 13mを超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む)その他これらに類するもの</p>  <p>○コンテナハウス、トレーラーハウスその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの</p>  <p>○上記以外の工作物で高さが 10mを超えるもの</p>  <p>○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で全延長が 50mを超えるもの又は高さが 2.0mを超えるもの</p>  <p>○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの</p> <p>○太陽光パネル面積の合計が 50 m²を超えるもの</p> 

【用語解説】

工作物	土地に定着する人工物のすべてを指す。ただし、建築物に設けられる建築設備は建築物に含まれる。
新設	工作物の存しない敷地(更地)に工作物を造ること。

行為の種類	対象となる規模
<p>3) 開発行為</p> <p>4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更</p>	<p>○土地の面積が 300 m²を超えるもの若しくは高さ 3.0 mを超えるのり面が生じるもの</p>  <p>3.0mを超えるのり面</p> 
<p>5) 木竹の伐採</p>	<p>○土地の面積が 300 m²を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く</p> 
<p>6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<p>○堆積の高さが 3.0mを超えるもの若しくは土地の面積が 300 m²を超えるもので、堆積の期間が 90 日以上のも</p>  <p>3.0mを超える</p> <p>300 m²を超える</p>  <p>建材やリサイクル資源、堆肥等も堆積物となります</p>
<p>7) 特定照明(ライトアップなど)</p>	<p>○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・特定照明とは、周囲を照らし明るくすることが目的でなく、一般の人々が見て楽しむために、投光器やLED電球等を用いて建築物の壁面や橋梁、タワー、街路樹、庭園等を浮かび上がらせる演出を行う照明を対象としている。基本的にクリスマスなど一定の期間のイベント時のライトアップやイルミネーションを指す。 ・上記以外で、建築物等を直接照らさない照明でも、人の目をひくために、周囲に拡散させるサーチライトやレーザー照明を用いる場合は、特定照明の届出対象とすることがある。 ・「一定の期間」は 7 日間とし、7 日を超えないライトアップは、届出を要さないものとする。 ・農業用としての設置、防犯上やむを得ない場合の設置、一時的な設置等は届出を要さないものとする。 </div>

【用語解説】

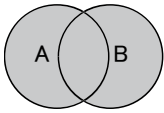
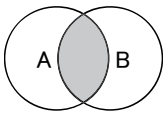
<p>開発行為</p>	<p>建築物の建築又は特定工作物[※]の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更[※]のこと。 [※]特定工作物：コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物（第一種特定工作物）又はゴルフコースその他大規模な工作物（第二種特定工作物）のこと。 [※]区画形質の変更： ・区画の変更 → 道路、水路等の公共施設の新設、変更又は廃止を伴う敷地の増減、統合、分割等。（単なる土地の分筆、合筆は含まない） ・形の変更 → 土地の盛土・切土により、土地の形状を変更すること。 ・質の変更 → 宅地以外の土地（農地・山林など）を、宅地にすること。</p>
<p>土地の形質の変更</p>	<p>区画の変更、建築物等の建築を伴わない造成や土地利用の変更のこと。主に駐車場や資材置き場などをつくるために土地を造成する行為を想定している。</p>

【用語解説】

■ 「以下」「以上」「未満」「超える」について

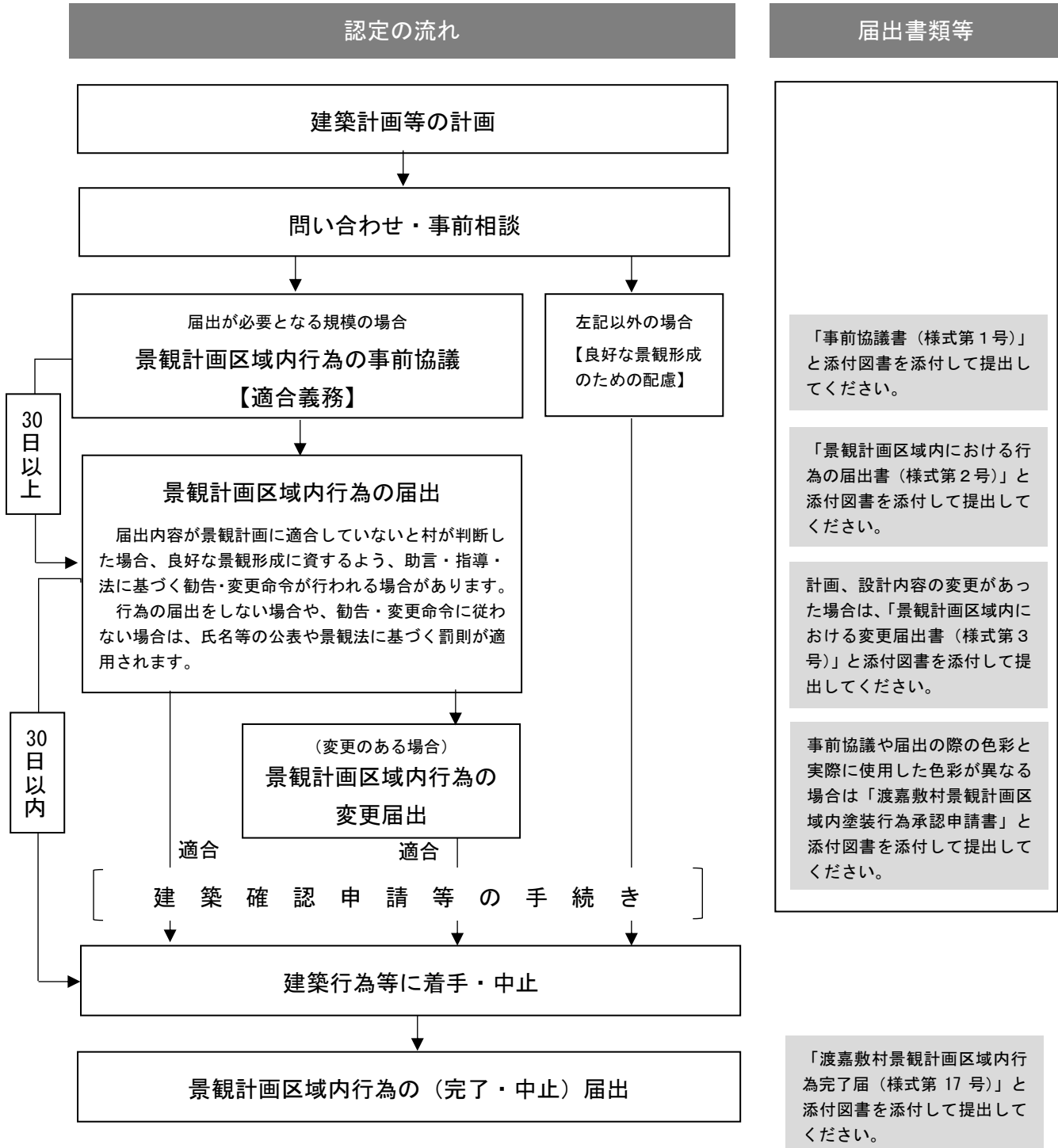
<p>法令では「以上」「以下」ともに、その基準点を含む表現として使用しています。 「90日以上」も「90日以下」も「90日」を含む表現として使用しています。 90日以上\geq90日 90日以下\leq90日 ちなみに「以後」と「以降」についても、基準点を含めてそれより後ということになります。また、「～から～まで」の場合、始点も終点も（基準点）含むものとなります。 10月1日から施行する （10月1日を含む日の後は対象となり、その前日9月30日は対象とならない） 基準点を含まない表現としては「超える」「未満」があります。 「超える」は基準点を含まずにそれより多いこと、「未満」は基準点を含まずにそれより少ないこととなります。例えば、「300㎡を超えるもの」では、300.0㎡は対象となりませんが、「300.1㎡」は対象となります。 300㎡を超える$>$300㎡ 300㎡未満$<$300㎡</p>
--

■ 「AかつB」「A若しくはB」について

<p>「AかつB」（$A \cap B$）の場合は、両方の条件を満たすことが必要です。例えば「建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とする」といった基準の場合、3階建てで10mは「適合」となり、4階建てで12mや3階建てで13.1mはどちらか1つが適合していないため「不適合」となります。 「A若しくはB」（$A \cup B$）の場合、どちらか1つ以上の条件を満たすことが必要となります。例えば「土地の面積が300㎡を超えるもの若しくは高さ3.0mを超えるのり面が生じるもの」の届出の場合、300.1㎡の面積で2.0mののり面の高さや295㎡の面積で3.1mののり面の高さは両方ともどちらか1つ以上の条件を満たしているためどちらも届出の対象となります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>AかつB</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>A若しくはB</p>  </div> </div>
--

(3) 届出の手続きの流れ

1) 届出手続きの流れ (景観法第 16 条～第 18 条)



提出部数

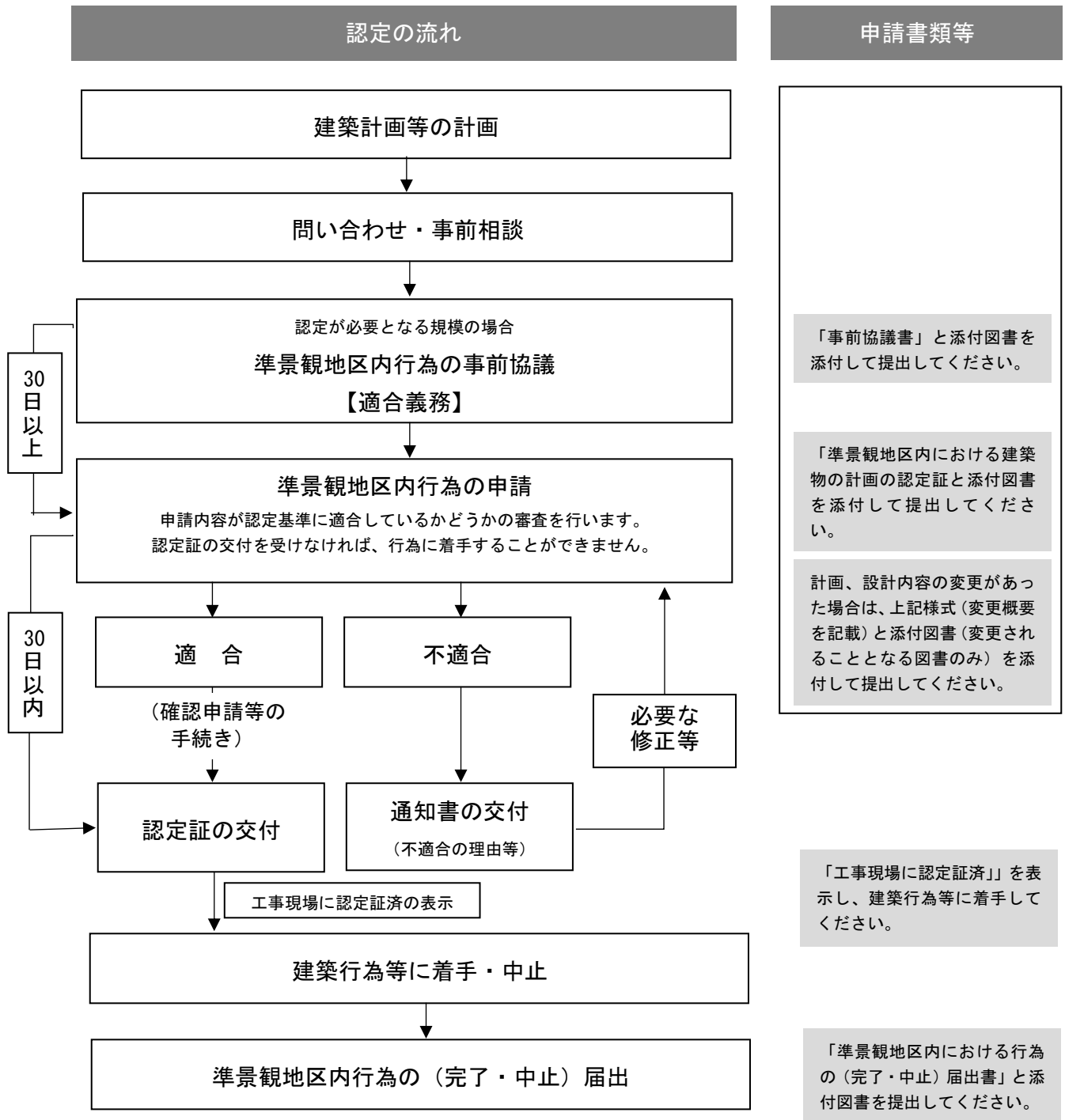
申請書及び添付図書は、2 部 (正1部、副1部) 提出してください。

提出いただいた書類は、認定証等の交付時に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

申請窓口

申請書は、渡嘉敷村観光産業課において受け付けます。

参考：準景観地区内 認定手続きの流れ（景観法第 63 条）



申請書類等

「事前協議書」と添付図書を添付して提出してください。

「準景観地区内における建築物の計画の認定証と添付図書を添付して提出してください。」

計画、設計内容の変更があった場合は、上記様式（変更概要を記載）と添付図書（変更されることとなる図書のみ）を添付して提出してください。

「工事現場に認定証済」を表示し、建築行為等に着手してください。

「準景観地区内における行為の(完了・中止)届出書」と添付図書を提出してください。

提出部数

☑申請書及び添付図書は、2部（正1部、副1部）提出してください。

提出いただいた書類は、認定証等の交付時に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

申請窓口

☑申請書は、渡嘉敷村観光産業課において受け付けます。

< 解説 >

≪「事前協議」はなぜ必要なの？≫

- ・届出の趣旨や方法を事前に確認し、スムーズに届出手続きをできるように支援する制度です。
- ・周辺景観と調和した建築物等を誘導するために、早い段階で協議を行うとともに、協議の機会を増やすことにより適合を促すことを目的としています。
- ・なお、書類作成等の際には、景観アドバイザーに相談できる景観アドバイザー制度を活用することができます。

景観アドバイザー

【役割】良好な景観の形成の推進のため、技術的な情報の提供及び助言を行う。

【構成メンバー】良好な景観の形成に関して専門知識及び経験を有する者
(建築、土木、造園、色彩等の専門家)

< 解説 >

≪審査はどのような観点で行われるの？≫

- ・行為の届出を受理した後、提出書類の内容が渡嘉敷村景観計画における景観形成基準に適合しているか否かを審査します。
- ・その中で、景観アドバイザーに助言を求めたり、景観審議会での意見聴取を行う場合があります。
- ・景観審議会では、主に、適否の判断が困難な行為や、不適合ではあるものの景観上支障がない行為、不適合で勧告等が必要な行為について、以下のような視点で審議を行います。

(審査の視点)

- ・周辺景観にどれぐらい影響を与えるか。
- ・設計に周囲に調和するような景観的な配慮がなされているか。
- ・緑化等により周囲に調和するような景観的な配慮がなされているか。
- ・高さの緩和措置を適用するだけの妥当性があるか。(※高さ制限の緩和を受ける場合)
- ・地域の景観形成上、支障がないか。

例：主要な視点場等から眺めた際に、周囲の景観資源を阻害しない高さとなっている。

公共の場から見えない箇所での行為で、将来的にも望見される可能性が低い。

- ・その他、基準を満たしていない部分を緩和させるような、景観的な配慮がなされているか。

< 解説 >

≪不適合と判断された場合は？≫

- ・建築物・工作物の形態意匠について不適合と審査された場合には「変更命令」が行われます。さらに従わない場合には、罰則や氏名が公表されることとなります。
- ・高さや緑化等について不適合と審査された場合には「勧告」が行われ、従わない場合には、氏名が公表されることとなります。

※罰則の内容

原状回復命令違反：1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
変更命令違反：50万円以下の罰金

(4) 景観の手続きに必要な書類

届出等の際に必要な書類は以下の通りで、正副2部提出してください。

なお、事前協議で提出し、その後変更のない書類については、行為の届出等の際に提出する必要はありません。

< 事前相談及び事前協議の際に必要な書類 >

事前相談及び事前協議の際には、以下の「■届出の際に必要な書類」の7～14を提出してください。

■届出の際に必要な書類(法施行規則第1条関係)

	書類名	建築物の新築等工作物の新設等	開発行為土地の形質の変更	木竹の伐採屋外における物件の堆積	特定照明	備考
1	渡嘉敷村景観計画区域内行為事前協議書	○	○	○	○	・様式第1号
2	渡嘉敷村景観計画区域内行為届出書	○	○	○	○	・様式第2号
3	渡嘉敷村景観計画区域内行為変更届出書	○	○	○	○	・様式第3号
4	渡嘉敷村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書	○	○	○	○	・様式第4号
5	渡嘉敷村景観計画区域内塗装行為承認申請書	○ (建築物)	—	—	—	・様式第16号
6	渡嘉敷村景観計画区域内行為完了届	○	○	○	○	・様式第17号
7	付近見取図	○	○	○	○	・建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面。 ・道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。 ・縮尺 1/2,500 以上のもの。
8	現況図	—	○	—	—	・縮尺、方位、行為を行なう区域の境界線及び区域の状況。 ・縮尺 1/1,000 以上のもの。

	書類名	建築物の新築等 工作物の新設等	開発行為 土地の形質の変更	木竹の伐採 屋外における 物件の堆積	特定 照明	備考
9	配置図	○	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・当該敷地内における建築物の位置を表示する図面。 ・申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。 ・外構計画、植栽計画がわかるもの。 ・縮尺 1/500 以上のもの。
10	各階平面図	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の位置がわかるもの。 ・縮尺 1/100 以上のもの。
11	建築物又は工作物の 彩色が施された立面 図	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・2 面以上。 ・壁面、屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)の記載。 ・縮尺 1/100 以上のもの。
12	計画図	—	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図、施工方法を明らかにする図面。 ・土地利用計画、造成計画、植栽計画がわかるもの。 ・縮尺 1/100 以上のもの
13	縦横断図	—	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の前後における土地の縦断図及び横断図。 ・縮尺 1/1,000 以上のもの。
14	カラー現況写真	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地又は開発行為等の区域及び周辺の状態を示すカラー写真。 ・敷地等は 2 方向以上から撮影し、かつ周辺の状態がわかる写真を含めること。 ・外観の変更の場合は変更箇所を含めること。
15	その他村長が必要と 認める図書	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図(カラー)、屋根伏図、平面図、断面図 など

(5) 届出違反等に対する罰則

渡嘉敷村景観条例及び景観法では、届出違反等に対する罰金等の罰則があります。その概要は以下の通りです。

■景観条例・景観法等に基づく罰則内容

根拠法	届出の有無	行為	罰則内容	
渡嘉敷村景観条例	-	既存建築物等への助言、指導及び勧告	助言、指導及び勧告	第13条第1項
	届出があった場合	制限に適合しないと認めるとき 建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの	勧告	第19条第1項
		勧告に従わない時	公表	第19条第1項
		建築物又は工作物の形態意匠の制限に違反した者	命令	第19条第1項
景観法	届出をしない者	又は虚偽の申請書を提出した者(法第16条第1項、第2項)	30万円以下の罰金	第103条第1号
		又は虚偽の申請書を提出した者(景観地区において)(法第63条第1項)	50万円以下の罰金	第102条第2号
	届出があった場合	変更命令、原払回復命令に違反した者(法第17条第5項)	1年以下の懲役、 50万円以下の罰金	第101条
		景観地区内の違反建築物に対する措置に違反した者(法第64条第1項)		
		変更命令に違反した者(法第17条第1項)	50万円以下の罰金	第102条第1号
		景観地区内の建築物に対する変更命令に違反した者(法第70条1項)		
		認定書の交付を受けずに建築物の建築等の工事をした者(法第63条第4項)		
		仮設建築物、工作物の制限の緩和の規程に違反して、応急仮設建築物、応急工作物を存続させた者(法第77条3項)	第102条第4号	
		変更命令等の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(法第17条第7項、法第71条1項)	第103条第2号	
		変更命令等の規定による立入検査を拒み、妨げ、または忌避した者(法第17条第7項、法第71条1項)	第103条第3号	
		行為の着手の制限の規定に違反して届出に係る行為に着手した者(法第18条1項)	第103条第4号	
		景観重要建造物、景観重要樹木の現状変更の規制の規定に違反して行為をした者(法第22条第1項、法第31条1項)	30万円以下の罰金	第103条第5号
		景観重要建造物、景観重要樹木の現状変更の規制の規定により許可に付された条件に違反した者(法第22条第3項、法第31条第2項)		第103条第6号
		許可を受けずに景観重要建造物、景観重要樹木の現状変更した者に対する原状回復命令に違反した者(法第23条第1項、法第32条第1項)		第103条第7号
		工事現場において認定があった旨の表示をせず、又は認定証を受けた計画の写しを備えて置かなかった者(法第68条)		第103条第8号
		景観重要建造物、景観重要樹木の管理に関する命令に違反した者(法第26条、第34条)	第105条	
		景観重要建造物、景観重要樹木の現状について報告をせず、又は虚偽の報告をした者(法第45条)	20万円以下の罰金	第106条
		景観重要建造物、景観重要樹木の所有者の変更に関する届出、又は虚偽の届出をした者(法第45条)	5万円以下の罰金	第107条
		景観地区内の工作物の形態意匠の制限、開発行為等の制限の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、罰金に処する旨の規定を設けることができる。(法第72条第1項、法第73条第1項)	50万円以下の罰金	第108条

3 景観形成基準の解説・例示

渡嘉敷村景観計画では、建築物や工作物の外観や開発行為等について基準を定めています。

この項目では、景観計画区域に共通する基準について、イラストや写真等を用いて解説しています。

(1) 建築物

1) 高さ・配置

<ねらい・目的>

緑の稜線や海への眺望等、渡嘉敷村の美しい自然景観を守るために、また、集落景観を守るために高さ及び配置の基準を設けています。

① 建築物の高さ制限

建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とする。

地区区分

集落



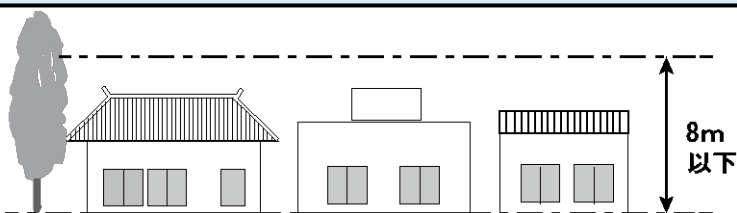
建築物の高さは、平屋かつ8m以下とする。

地区区分

自然

農地

島の玄関



<解説>

ポイント①:「建築物の高さ13m以下、10m以下、8m以下」の建築物の最高限度の高さは、アンケート調査やワークショップ等の村民意向等を踏まえて、地域ごとの特性を活かせるように「既存の建築物より高くしないこと」を基本としています。

○「建築物の高さに関する緩和」について

- ・「但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。（農地景観形成地区）」とは、建築物の高さが平屋または8m以下に納まらない場合、地域の合意状況、地域の景観の状況、渡嘉敷村景観審議会の意見等を踏まえて、村長が判断するものとなります。
- ・「・・・設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。（島の玄関景観形成地区）」とは、空港や港等の施設が機能するために必要な高さのことであり、建築物の高さが平屋または8m以下に限らないことを意味します。渡嘉敷村景観審議会の意見等を踏まえて、村長が判断するものとなります。

② 周辺に配慮した建築物の高さ

建築物の高さは、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。 地区区分

集落

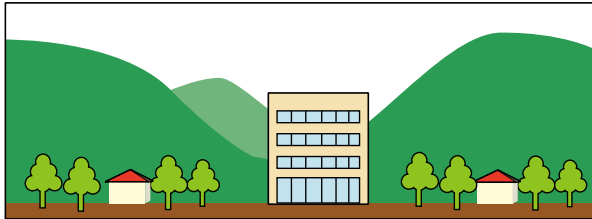
建築物の高さは、周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。 地区区分

集落

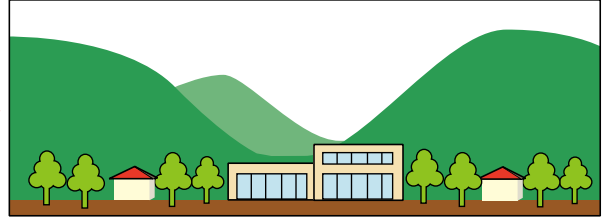
< 解説 >

ポイント①：集落背後の山並みの稜線及び周辺の低層住宅に配慮し、建築物の高さや配置を工夫しましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



③ 眺望等に配慮した建築物の高さ・配置

地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。

地区区分

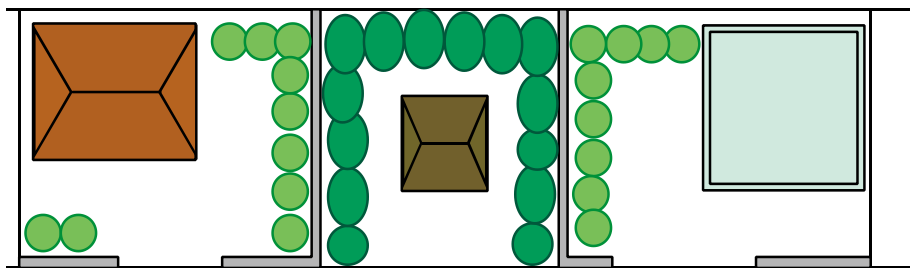
集落

自然

農地

< 解説 >

ポイント①：御嶽・拝所等が隣接する敷地に建物を建てる場合は、高さを低くしたり、離れた位置に建物を建てる等の配置の工夫をしましょう。また、背後の緑の稜線や御嶽等の見通しをできる限り確保しましょう。



屋根伏せイメージ



立面イメージ

建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。

地区区分

すべて

海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。

地区区分

集落

自然

農地

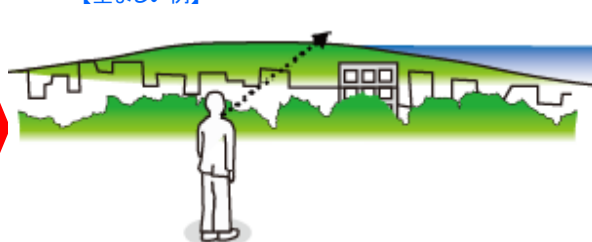
< 解説 >

ポイント①：主要な視点場（眺めを楽しめる場所）からの眺望を妨げない高さや規模としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】

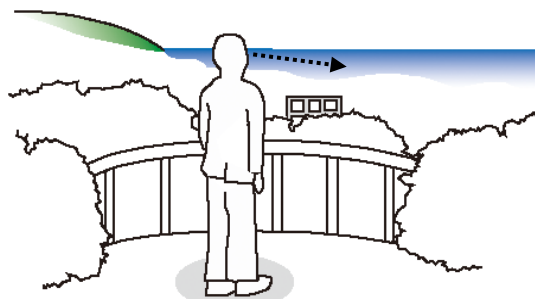


○風景の主役が丘陵地や並木等の緑といった自然物である場合には、建築物や電波塔等の工作物が緑の稜線（スカイライン）から突出しない「高さ」や「規模」に抑えましょう。

【避けるべき例】

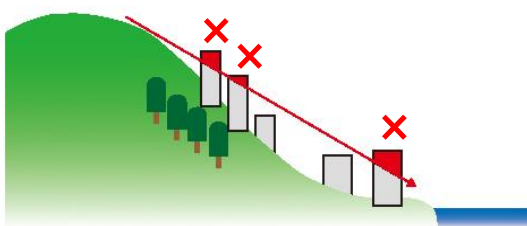


【望ましい例】

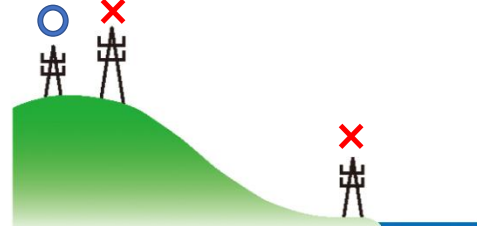


○風景の主役が海（海岸や地平線等）といった自然物である場合には、建築物や電波塔等の工作物が海への眺め（水平線等）から突出しない「高さ」や「規模」に抑えましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○建築物及び工作物が突出しないような「高さ・規模」や「配置」としましょう。

【主要な視点場の検討・把握をしましょう】

「主要な視点場」とは、港が見える丘展望台や照山展望台、渡嘉志久ビーチや阿波連ビーチなどの知られている地点だけでなく、有名でなくても身近で良好な景観が眺められる地点を含みます。

村内には高い建物がほとんど建ってなく、海や慶良間諸島の島々、丘陵緑地の眺望景観をはじめ、赤瓦屋根や石垣・屋敷林等の集落景観などを楽しむことができる視点場（展望台・園地、道路、建物の屋上、ビーチ、フェリー等）が多くあります。

このような主要な視点場からの眺望を妨げないように、近景、中景、遠景への影響を考慮することが必要です。

建築物や工作物等を設ける場合は、主要な視点場について、地域住民からの聞き取りや自ら現場周辺地域に足を運び、主要な視点場の位置を把握し、眺望景観を保全するようにしましょう。



東展望台から前島等の島々の眺め



港の見える丘展望台から渡嘉敷集落の眺め



国道 186 号線から渡嘉志久集落と海（座間味村方面）への眺め



渡嘉敷区付近の農地の風景



阿波連のフクギ並木



渡嘉志久ビーチ

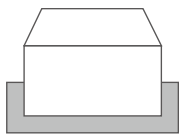
④ 周辺に配慮した建築物の配置

建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。

地区区分 [すべて](#)

< 解説 >

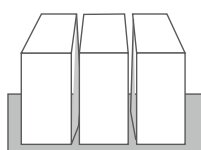
ポイント①：建築物の壁面が大きくなる場合は、壁面の適度な分割・分節などにより、建物規模による見え掛り部分を工夫しましょう。



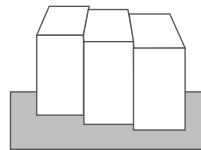
大きな壁面をもつ建築物は、小さく見えるように下記の分散化のパターン等を参考に、工夫しましょう。



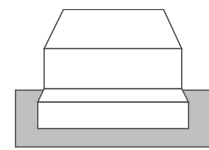
パターン1
壁面に陰影を付けましょう。



パターン2
小さな固まりに分割しましょう。



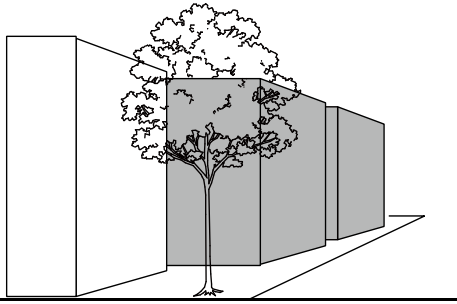
パターン3
蛇行させましょう。



パターン4
上層部をセットバックして、眺望景観を広く確保しましょう。

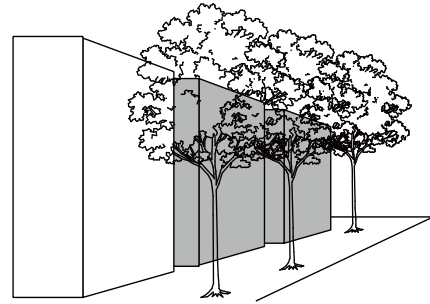
ポイント②：建築物や工作物の配置にあたっては、できる限り道路境界線から離して配置し、周辺に圧迫感を与えないよう工夫しましょう。

【避けるべき例】



建物等の壁面後退がない通りは圧迫感が大きく、見通しも狭くなります。

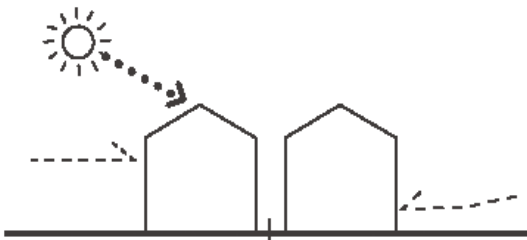
【望ましい例】



壁面後退部分に植栽すると、緑の連続やまちなみの統一感が創出され、見通しがよくなり、快適な通りの景観となります。

○道路境界及び敷地境界から壁面を後退することによって、ゆとりある歩行空間や近隣との適度な距離感を創出することができます。

【避けるべき例】



建物の壁面が近すぎると、窓をあけることができません。(採光や風通りが悪くなります)

【望ましい例】



道路境界や敷地境界より建築物の壁面を後退させることで十分な採光と通風を確保することができます。

○採光や通風による快適な住環境の確保や伝統的な集落景観を保全・創出するためにも、建築物の壁面後退は有効です。

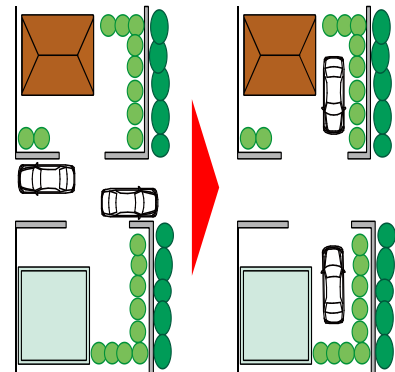
路上駐車は景観だけでなく、生活道路としての安全面においても地域の阻害要因となっています。計画的に敷地内に駐車場を設けましょう。

路上(違法)駐車は、緊急車両の活動の障害になるだけでなく、歩行者や他車の通行を妨げるなど交通事故の要因となります。特に、道路幅の狭い集落内では、駐車車両の陰により歩行者や自転車に気付くことが遅れることで交通事故の危険性が高まります。

計画的に敷地内に駐車場を設ける等、路上(違法)駐車はやめて、安全で快適なむらづくりにご協力をお願いします。

【避けるべき例】

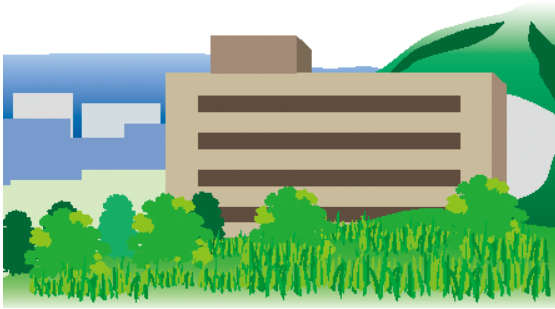
【望ましい例】



< 解 説 >

ポイント①：地形に調和する配置や規模としましょう。

【避けるべき例】

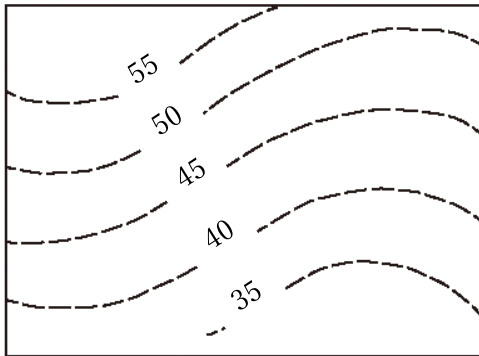


周辺の地形を無視した建物の配置及び規模であり、背後の眺望が著しく妨げられています。

【望ましい例】

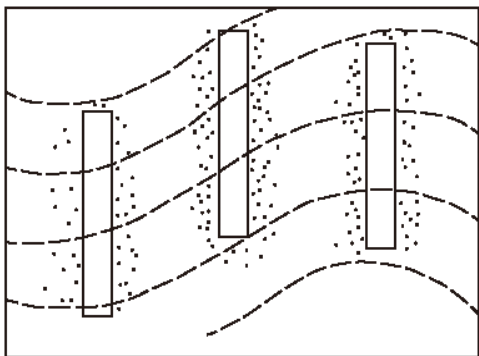


周辺の地形と調和するよう、建物の規模や配置を工夫（分節）するなど、眺望をできる限り確保しましょう。



計画以前の敷地の状態。

【避けるべき例】



地形を無視した建物の形態と配置。

【望ましい例】



建物の形態と配置を土地の起伏に合わせてみましょう。

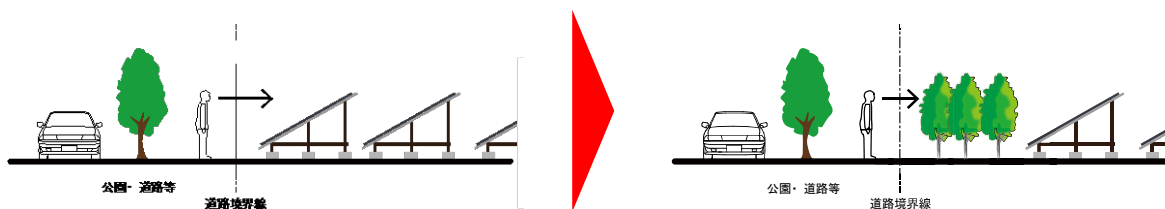
太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園等の公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。

地区区分

すべて

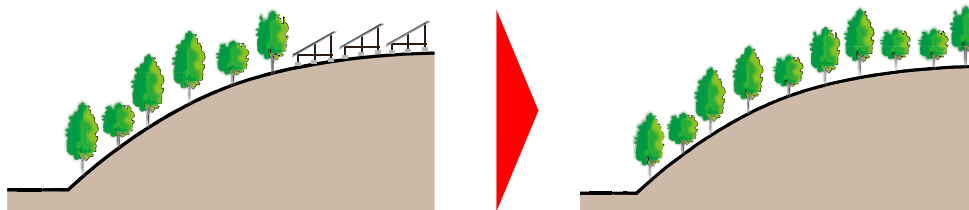
< 解説 >

ポイント①：道路や公園等の公共の場所から見える場所及び民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光反射の軽減などに配慮するとともに、植栽等の緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たなくしましょう。

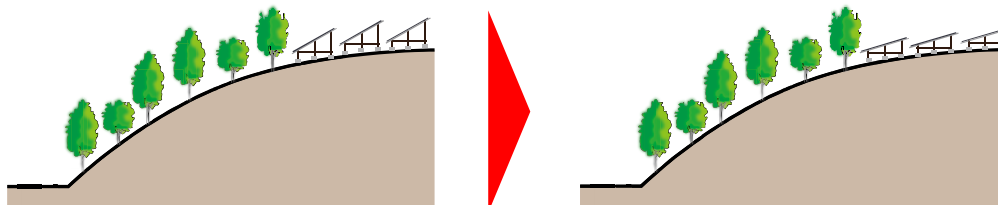


ポイント②：丘陵地、高台等での設置は避けましょう。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないよう（土地の形状違和感を与えない）にしましょう。

設置を避けた例



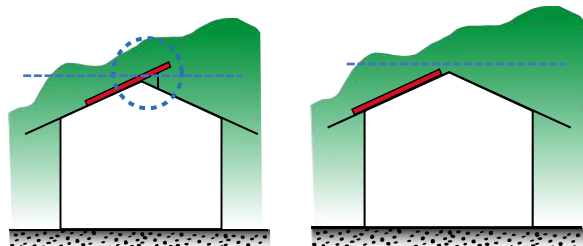
配慮した例



ポイント③：人工物であるパネルがなるべく目立たないように、屋根の形状に応じて設置方法を工夫しましょう。

■太陽光パネル設置の配慮

< 勾配屋根に設置する場合 >



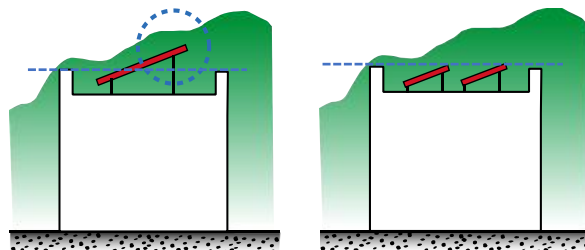
【避けるべき例】

【望ましい例】

勾配屋根に設置する場合には、屋根形状の美しい景観が保たれるように、機能上支障が出ない範囲で、できるだけ屋根と一体になるように設置しましょう。

- ・勾配を合わせる
- ・屋根の最上部を越えない

< 陸屋根に設置する場合 >



【避けるべき例】

【望ましい例】

配置を工夫しやすい中小規模のパネルをうまく組み合わせることで、周辺景観に調和しやすくなります。

2) 形態・意匠・色彩

<ねらい・目的>

「高さ・配置」の基準と合わせて、さらに統一感やまとまり感のある景観誘導、渡嘉敷村らしい良好な景観形成を図るために形態・意匠の基準を設けています。また、建築物等の色彩は景観に与える影響が大きいことから、周辺の景観と調和する色彩の基準を設けています。

① 周辺との調和に配慮した形態・意匠・色彩

建築物の形態・意匠・色彩は、周辺との調和に配慮する。

地区区分

集落

農地

建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮する。

地区区分

自然

周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分

すべて

丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分

集落

自然

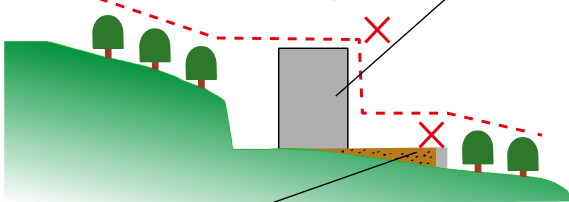
農地

< 解説 >

ポイント①：緑の稜線、海岸線等の自然景観が守られるように、周囲と調和する建物・屋根等の形状にしましょう。

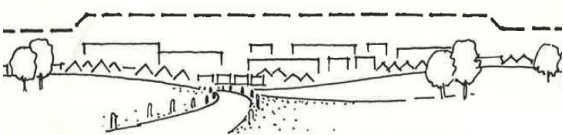
【避けるべき例】

四角の形状は人工的で強い印象を与えます。また、建物の縁（エッジ）が緑の稜線等を分断しています。



人工物でできた擁壁は、建築物と同様に自然と調和しづらいため、素材（琉球石灰岩張）や緑化等の工夫をしましょう。

【現状】

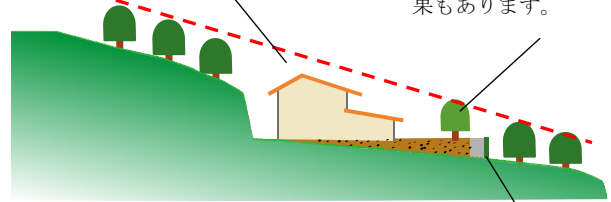


個々の建物のシルエットが単調であり、好ましくありません。

【望ましい例】

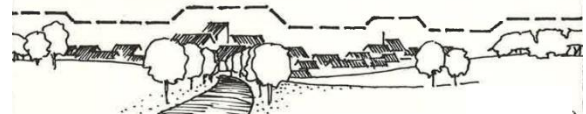
勾配屋根にする等の稜線に沿った形態・意匠とし、眺望景観を守りましょう。

境界に配置することで緑の連続性が守られ、住戸内への遮断効果もあります。



擁壁は自然素材の使用や緑化による修景で、人工物の印象を和らげることができます。

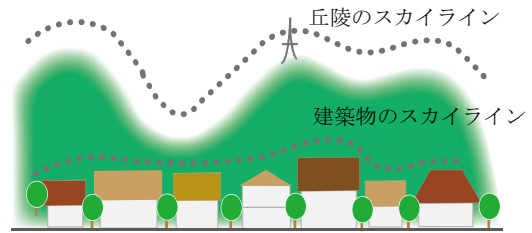
【将来】



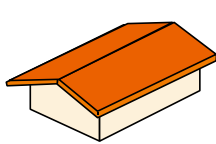
まち全体のシルエットにまとまりがあり、建物のスカイラインと丘陵・樹林の稜線のリズムの調和が地域らしさを創出します。



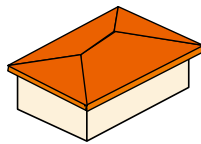
渡嘉敷区の民家と背後の山並み



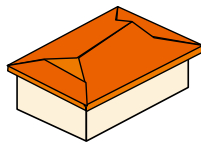
【参考：屋根の形式】



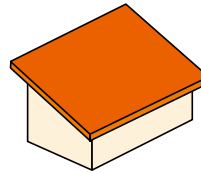
切妻屋根



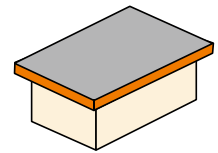
寄棟屋根



入母屋屋根



片流れ



陸屋根

一般的に、沖縄の伝統的な屋根形態は「寄棟」です、4方向に傾斜のある屋根であり、どの方向からも見てもその雰囲気が伝わります。

「切妻屋根」は2方向が壁面になるため、道路側等の見える方向に屋根面が見えるようにするなど、雰囲気と上手に調和するようにしましょう。

「片流れ」も同様に傾斜面をうまく見せることで、「寄棟」「切妻」と同じような景観的効果を演出できます。反対方向が大きな壁面となるため、その壁面は緑化等で遮蔽することで上手に調和させましょう。

地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分

集落

自然

農地

< 解説 >

ポイント①：都市的雰囲気ではなく、昔ながらのまちなみが残る集落景観、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないような雰囲気づくりを心がけましょう。

「大切にしたいもの、守りたいもの」

(平成 29 年度村民アンケート調査結果より)

○ハーリーや大綱引き等の伝統行事

○根元家の石垣、集落内に残るフクギ・クロキ等、昔ながらの沖縄古民家(赤瓦屋根木造等)



根元家の石垣



渡嘉敷区内にある石垣



渡嘉敷区内にあるフクギ並木と石垣



渡嘉敷区内にある赤瓦屋根木造民家



阿波連区のヤシ



阿波連ハーリー

② まちなみとしてのまとまりや周辺との調和に配慮した屋根の形状

建築物の屋根の形状は赤瓦勾配屋根が望ましい。

地区区分

集落

< 解説 >

ポイント①：沖縄の伝統的な屋根は赤瓦葺きです。県内で生産されている赤瓦（琉球赤瓦やS型瓦、断熱瓦など）の勾配屋根としましょう。

【避けるべき例】



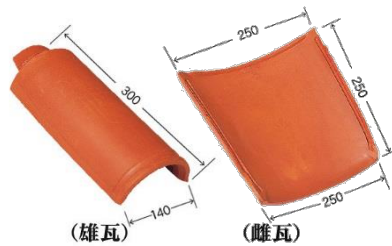
屋根の形状・色がバラバラで、チグハグなまちなみの印象を与え、地域らしさが引き立ちません。

【望ましい例】



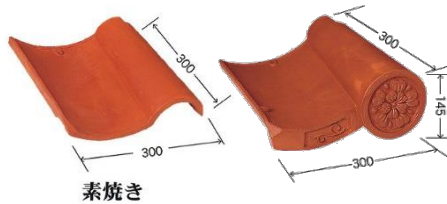
勾配屋根にするだけでも、まとまり感のあるまちなみとなり、赤瓦の素材を統一すると美しいまちなみが創出されます。

【参考：沖縄県産赤瓦】



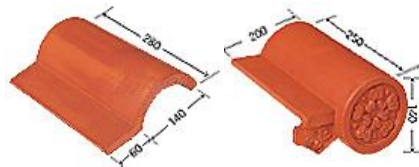
■琉球赤瓦（在来瓦）

- ・沖縄に昔からある瓦で、雌瓦・雄瓦からなる本葺きタイプの瓦です。
- ・瓦の繋ぎめは、漆喰で塗り固められ、通気性・断熱性に優れ、沖縄の気候風土に調和した瓦です。



■S型瓦

- ・在来瓦の雌瓦・雄瓦を一体にすることにより、施工時の作業効率を良くした瓦です。
- ・在来瓦に比べて施工時間が短くて済みます。



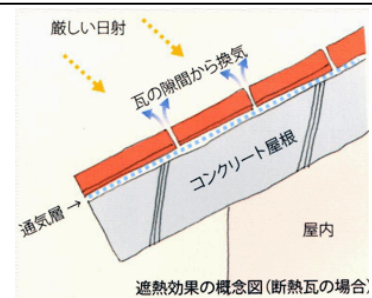
■断熱瓦

- ・コンクリート下地と瓦との間にできる空気層を利用して、屋根面を断熱することに特化した瓦です。
- ・コンクリート下地専用の瓦です。

【豆知識：瓦屋根で涼しく！】

沖縄では夏の厳しい日差しにより室内温度が上昇しますが、屋根に瓦を葺くことで遮熱効果が期待できます。

コンクリート屋根のみの場合と赤瓦屋根を比較すると、夏季の室内温度が約4℃下がり、涼しくなるという実験結果があります。



遮熱効果の概念図(断熱瓦の場合)

渡嘉敷村景観形成助成金交付案

【助成金及び助成対象行為等】

助成対象行為の種別		交付の対象となる経費		助成の要件	助成限度額	適用回数
建築物	屋根	新築	屋根の設置に係る工事費用	赤瓦は沖縄県産赤瓦とすること。 新規については、屋根面積の3分の1以上の施工とすること。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。	その後の補修・修繕に関して、原則1回のみ助成金の交付を受けることができる。
		既存	全面又は一部の葺き替え若しくは補修等(漆喰塗装を含む)			補修・修繕に関して、原則当該1回のみ助成金の交付を受けることができる。

備考：1 国又は県の補助がある場合は、当該補助額を差し引いた額を対象経費とする。

2 助成金の額は千円単位とし、千円未満は切り捨てるものとする。

【豆知識：沖縄の赤瓦】

- 沖縄で赤瓦が一般の住宅で使用されるようになったのは1889年（明治22年）の禁止令が解かれた後である。
（1737年、琉球王府は、屋敷・家屋の規模を制限するとともに、平民の瓦葺きを禁止した）
- 昔ながらの赤瓦屋根の勾配は4寸から6寸勾配であり、屋根の勾配がきついで赤瓦の枚数が多くなり、屋根事態が重くなる。座間味村の慶留間島にある国指定重要文化財の「高良家」の屋根勾配は5.5寸である。

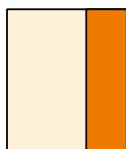
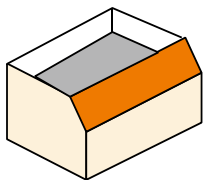


< 解説 >

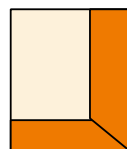
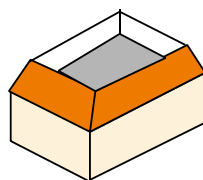
ポイント②：屋根面積の 1/3 以上を沖縄県産瓦とする場合は助成があることを意味しています。部分的であっても、道路側に赤瓦屋根がみえるようにするなど、景観に配慮しましょう。



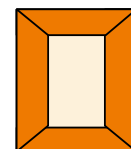
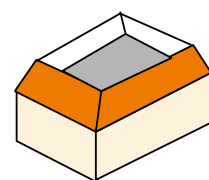
■屋根面積の1/3 以上のパターン例



片流れ



カギ型



ハチマキ型

建築物の屋根の形状は切妻、寄棟等の勾配屋根が望ましい。

地区区分

自然

建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）とし、素材は琉球赤瓦とすることが望ましい。

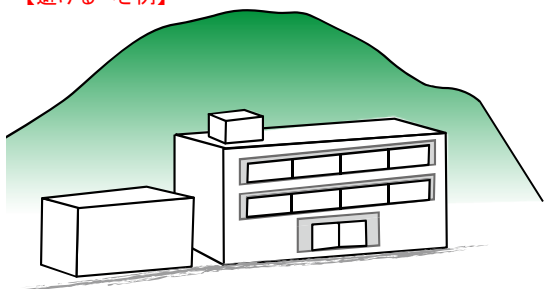
地区区分

島の玄関

< 解説 >

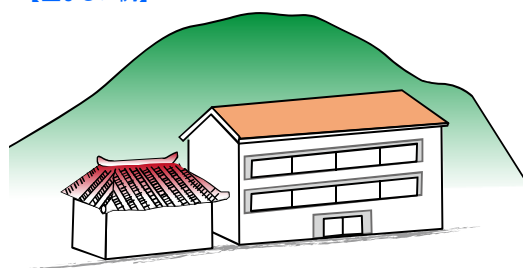
ポイント①：港は島を印象づける場所です。また、ターミナル施設等の公共施設は比較的大きな規模となることから、赤瓦勾配屋根を基本とし、周辺の景観に配慮しましょう。

【避けるべき例】



背後に丘陵や樹林地等がある場合、四角の形状の建物は人工的であり、緑のスカイラインが乱れます。

【望ましい例】



緑のスカイラインを乱さないよう、勾配屋根を基本としましょう。



印象づける島の玄関口（フェリーから渡嘉敷港への眺め）



赤瓦屋根の渡嘉敷港フェリーターミナル



赤瓦屋根の慶良間空港ターミナル（座間味村）

③ 周辺と調和する色彩(屋根、壁面)

<屋根の色彩基準>

建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。

地区区分 **集 落**

建築物の屋根等は、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。

地区区分 **自 然**

建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。

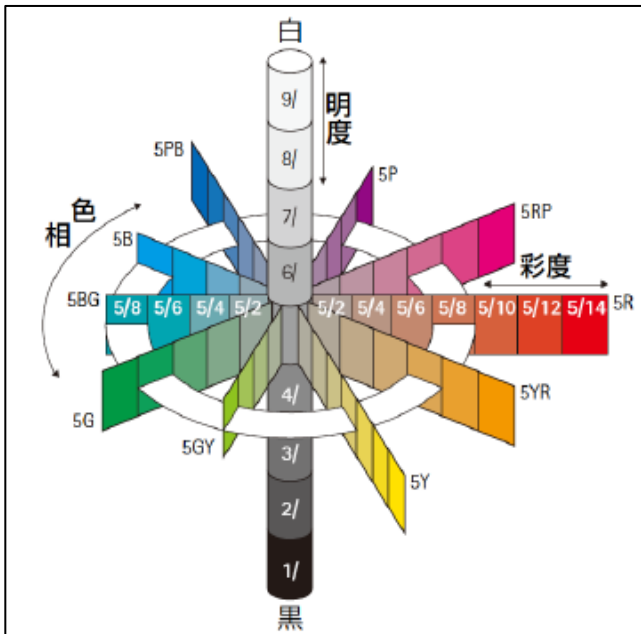
地区区分 **農 地**

< 解 説 >

ポイント①：落ち着いた色彩の範囲を特定するために、マンセル記号を用います。

このガイドラインでは、色彩を客観的に取り扱うため、日本工業規格(JIS)にも採用され国際的な尺度として普及している「マンセル表色系」を尺度として、色彩を数値基準として示しています。色彩は「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性で表されます。

<マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準の設定>



7.6YR 9.2/1.3
(読み方) 7.6ワイアール 9.2の1.3)

N5.8
(読み方) エヌ 5.8

● 「色相(しきそう)」

色相は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

● 「明度(めいど)」

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

● 「彩度(さいど)」

彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。

● 「マンセル記号」

有彩色は、7.6YR 9.2/1.3のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N5.8のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

ポイント②：使用する色は背景で選び、高彩度は極力避けましょう。

明度、彩度が近い色同士は、色相が異なっても調和のある色の組み合わせになり、これをトーンと呼びます。

トーンを合わせることで、建物のまちなみのまとまりをつくることができます。

また、建築物や工作物が設置される場所には、必ず背景があり背景にも様々な色があります。

建築物や工作物の色を決める場合には、背景との関係性の中で、どう調和するか、どう顕在化するかを見極めるとともに、使用した色が景観全体にどのような影響を及ぼすかを考える必要があります。

海や空、植物の緑等の自然の色彩は、季節や時間によって変化しますが、建築物や人工物は塗り替え等をしない限り基本的に変化しません。

同じ色彩でも、外壁などの大面積に使うと、さらに鮮やかさや明るさが増して見えるため、周囲の景観へ与える影響が大きく注意が必要です。

豊かな自然環境に囲まれた渡嘉敷村において、海や空、植物の緑等の自然（主役）の色彩を生き生きとみせるために、建築物や工作物等の人工物の色彩はその色彩が持つ鮮やかさ（彩度6前後）よりも彩度を抑え、周囲に馴染むことが重要です。

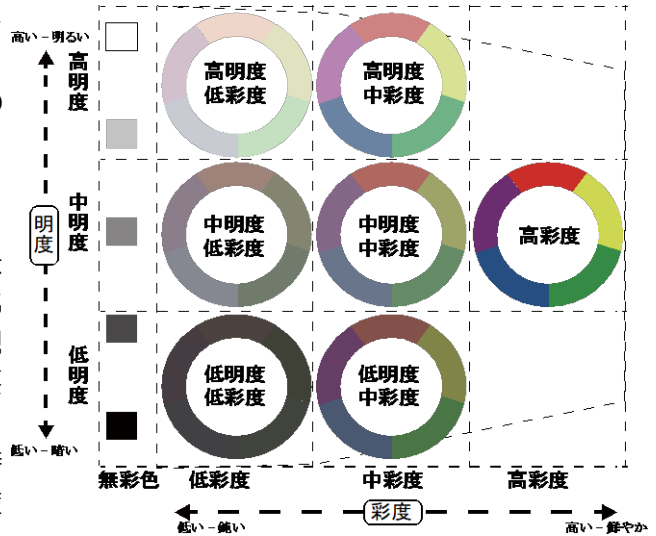


集落内では落ち着きのある高明度、低彩度のトーンが調和します。



海や空、植物の緑等の自然の色彩が主役となり、人工物の色彩は彩度を抑え、周囲に馴染む色彩にしましょう。

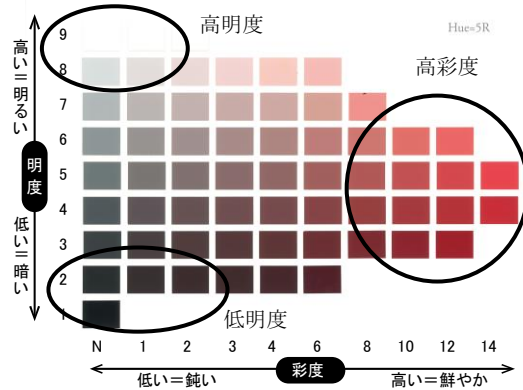
■ トーン分類



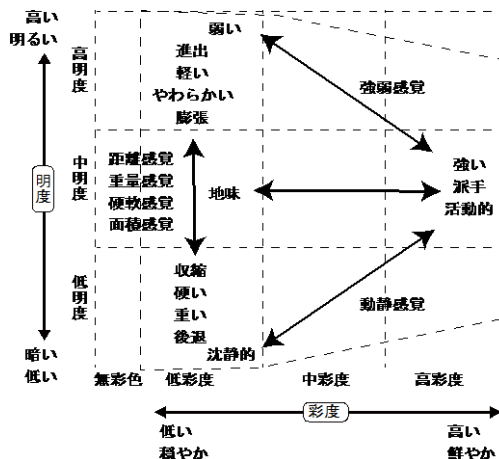
「高彩度」 彩度の高い色彩は、まちなみの中では調和せずに浮いてしまいます。色みが強いいため、自然の中では、樹木などの緑よりも目立ってしまいます。
 「高明度」 明度の高い色彩は、漆喰、サンゴ礁の石積などとして古くから使われています。白っぽいため、自然の中では樹木等の緑との対比が大きく、存在感が際立ってしまうことがあります。
 「低明度」 明度の低い色彩は、まちなみの中では重い印象をあてられることもあります。

■ マンセル色見本表（マンセル表色系）

色相：5R(赤)



■ トーンによる心理的な変化



< 解説 >

ポイント③: 屋根は建築物の最上部にあり、展望台等の高い所からの眺望に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。

- 屋根の色彩は、素焼赤瓦を除き、極端な低明度や高彩度、黒色を避け、統一感のある色彩にすることで、調和した屋根なみとなります。
- また、赤瓦などを活用することで、沖縄の文化を感じさせる景観となります。

素焼きの赤瓦屋根は、沖縄らしい風景の代表的な要素です。渡嘉敷村内の集落（渡嘉敷、阿波連）に赤瓦屋根が見られ、風土色豊かな景観となっています。また、新しい戸建住宅や村営住宅でも、赤瓦屋根が見られます。

一方、黒や灰色の瓦、青、緑などのカラー瓦は、沖縄の気候風土（自然光）では映えないため、周囲の屋根なみと違和感が生まれやすくなります。そのため、極端に暗い色や派手な色を用いないようにしましょう。また、陸屋根の防水塗装の場合も、周囲から見下ろされることに配慮し、低明度色や高彩度色は避けましょう。

【避けるべき例】



赤、青、黒、黄等のカラー瓦やトタン屋根

【望ましい例】



赤瓦や同系色の屋根で統一した屋根なみ

< 解説 >

ポイント④: 色彩基準をカラーチャートで示すと以下のようになります。

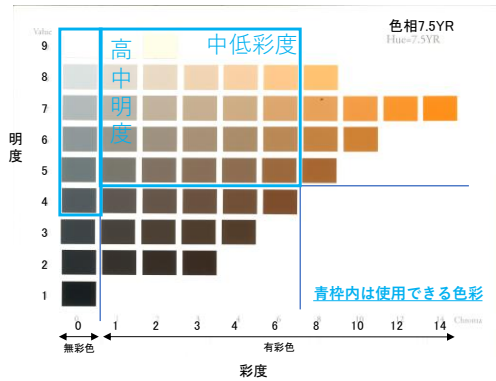
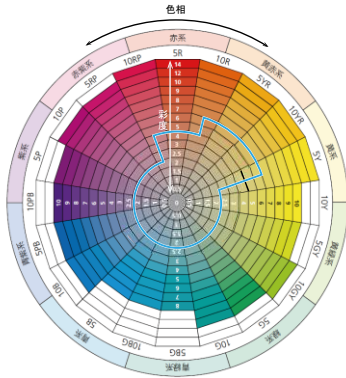
(「集落景観保全地区」、「自然景観保全地区」、「農地景観形成地区」)

	集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
建築物の屋根等の色彩	高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける 【パターン3】	自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける 【パターン2】	高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける 【パターン4】	—

< 解説 >

高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける【パターン3】 <集落景観保全地区>

○屋根の色彩については、落ち着きを感じられ、水や緑、農地などの存在や周辺のまちなみを妨げないように配慮し、周囲の建築物との調和に配慮することが大切です。

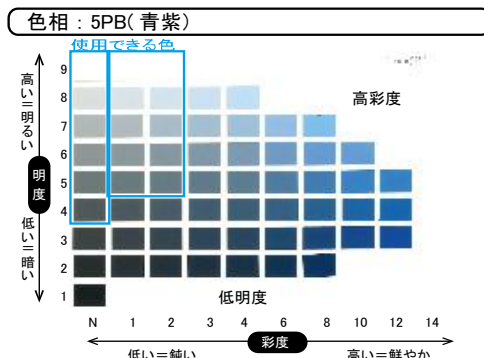
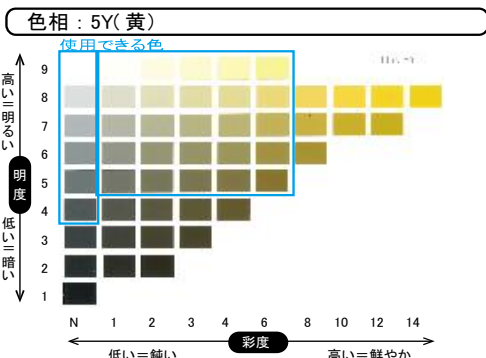
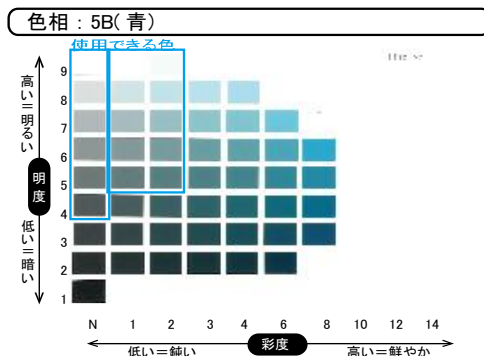
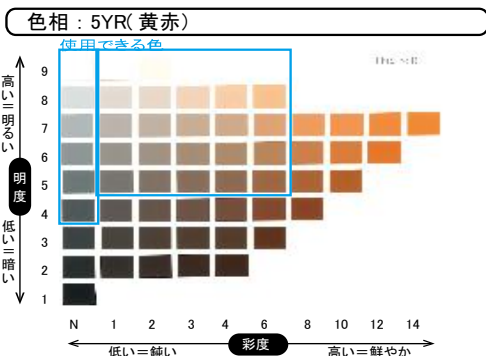
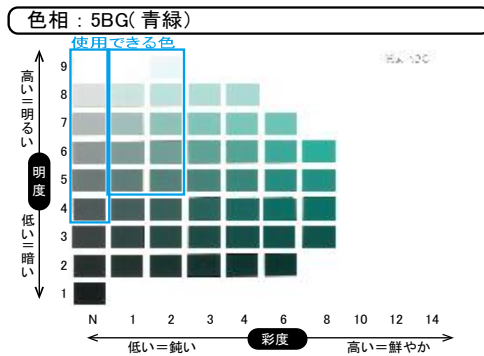
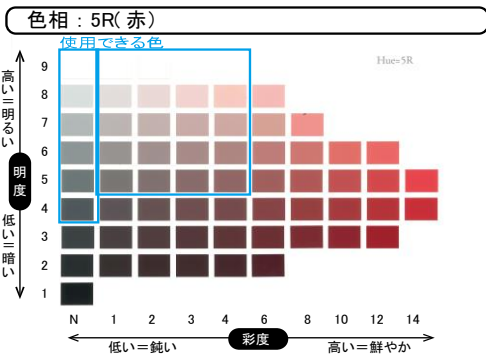


有彩色の使用できる範囲

色相	明度	彩度
0. 1R～10R (R系)	5以上	4以下
0. 1YR～5Y (Y・YR系)	5以上	6以下
その他 (5. 1Y・GY・G・BG・PB・RP系)	5以上	2以下

無彩色の使用できる範囲

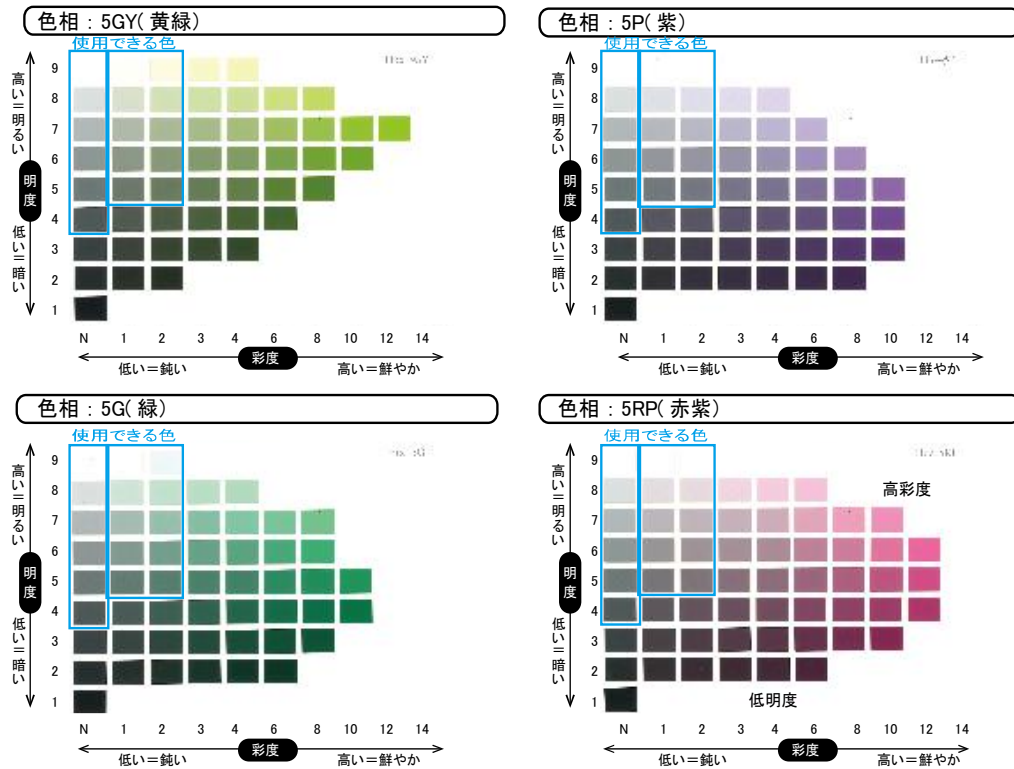
色相	明度
N	4以上



※色彩基準を示したカラーチャートは各色の面積が小さいため、実際の色彩よりも地味に見える場合があります。また、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

< 解説 >

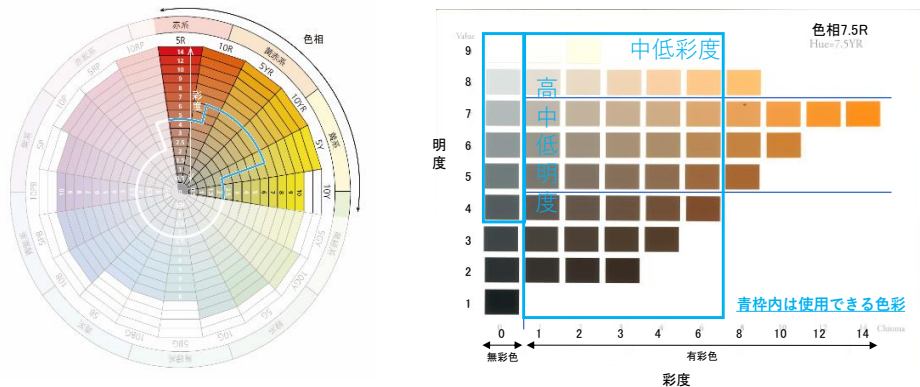
高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける【パターン3】 <集落景観保全地区>



< 解説 >

自然素材に多い、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄) 系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける【パターン2】 <自然景観保全地区>

- 「自然素材」とは、木材、漆喰、素焼きの赤瓦、地場の石材（石粉、琉球石灰岩の自然石）、土壁等です。土や岩、木の幹など、自然景観で大きな面積を占め一年中同じ色で在り続けるものは地味な色をしています。
- 屋根の色彩については、山並みなどの自然景観の色彩より、突出することがないように配慮することが大切です。また、落ち着きが感じられ、周辺の自然環境を妨げないように配慮し、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄) 系の色相としています。



有彩色の使用できる範囲

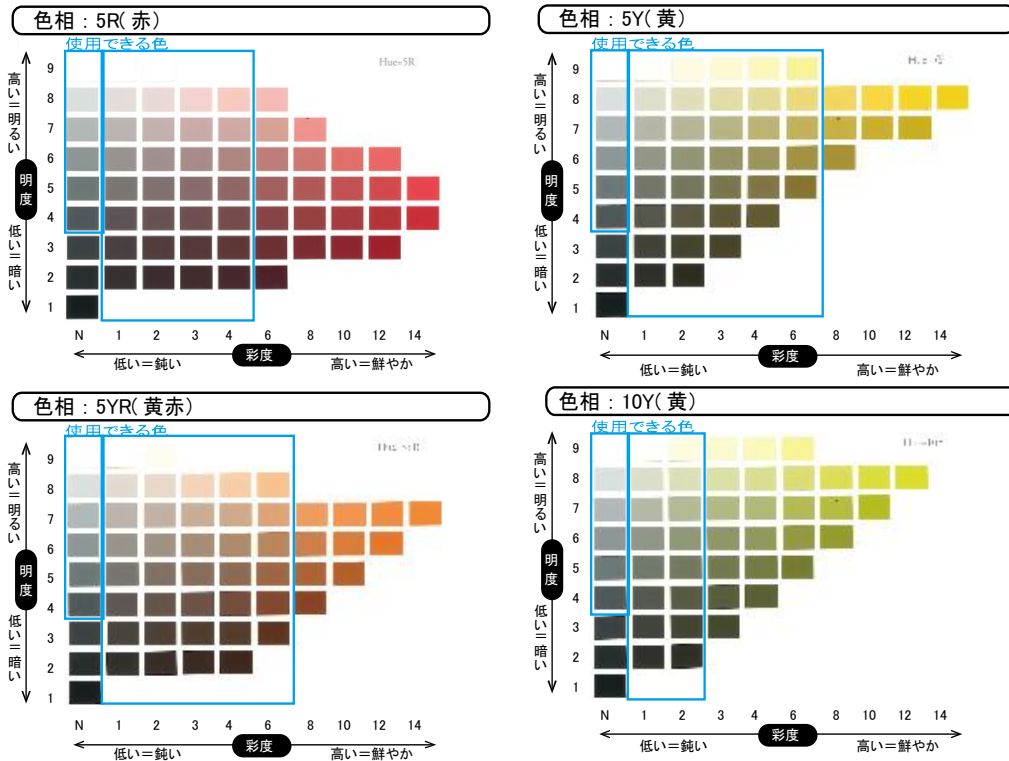
色相	明度	彩度
0. 1R～10R (R系)	全て	4以下
0. 1YR～5Y (Y・YR系)	全て	6以下
5. 1Y～10Y (Y系)	全て	2以下

無彩色の使用できる範囲

色相	明度
N	4以上

< 解説 >

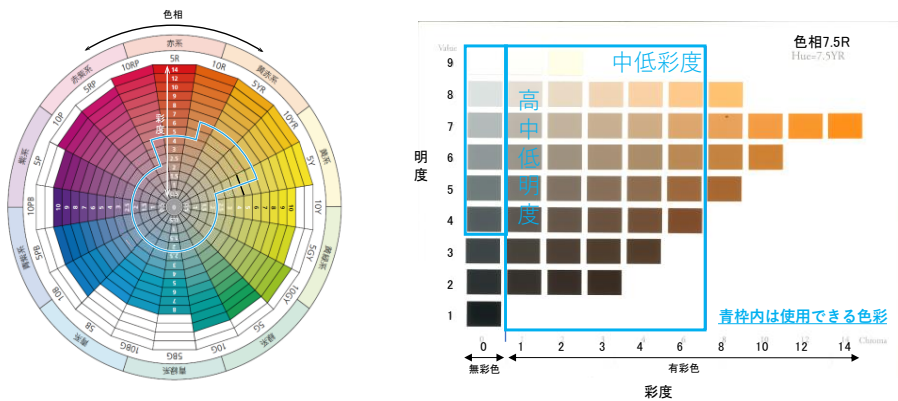
自然素材に多い、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄) 系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける【パターン2】 < 自然景観保全地区 >



< 解説 >

高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける【パターン4】 < 農地景観形成地区 >

○屋根の色彩については、落ち着きが感じられ、水や緑、農地などの存在や周辺の集落景観を妨げないよう配慮し、田畑とその背景に見える山並みをとともに引きだてながら、開放感や明るさの演出に配慮することが大切です。



有彩色の使用できる範囲

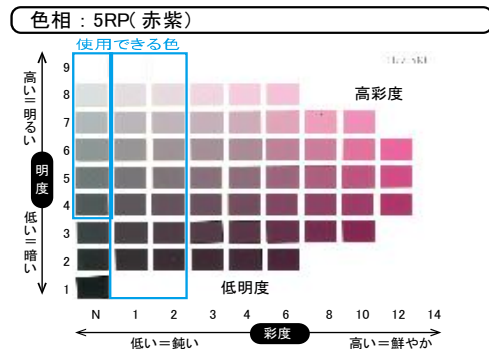
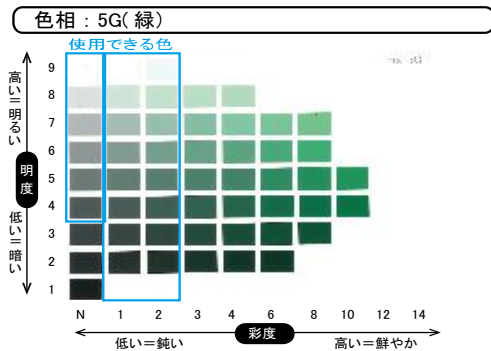
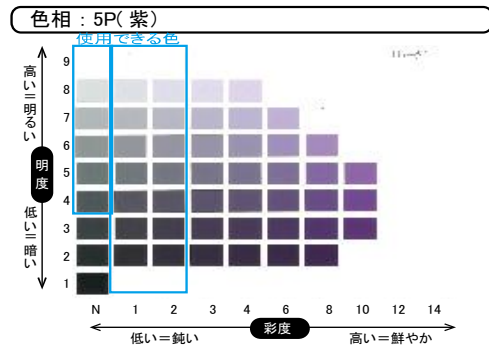
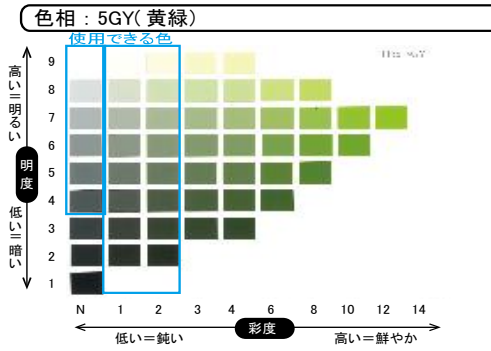
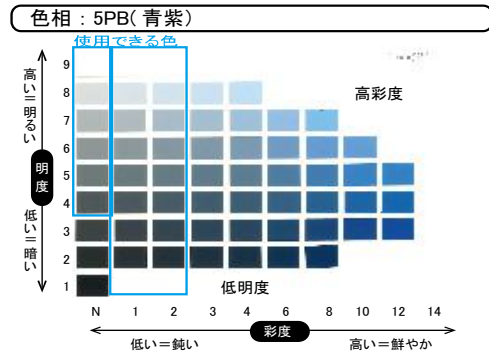
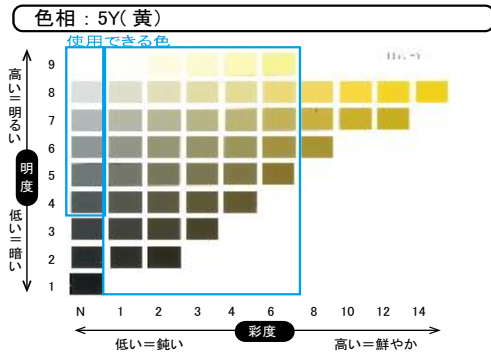
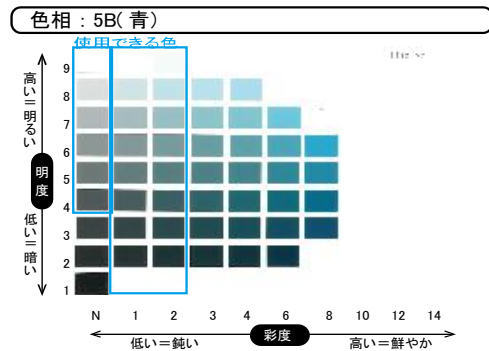
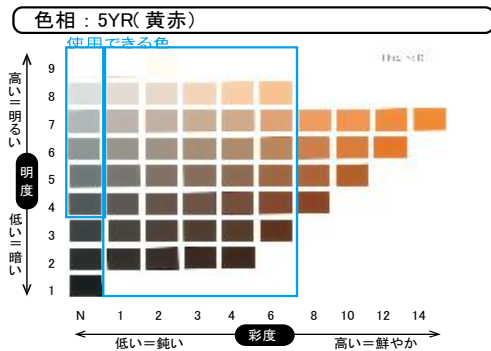
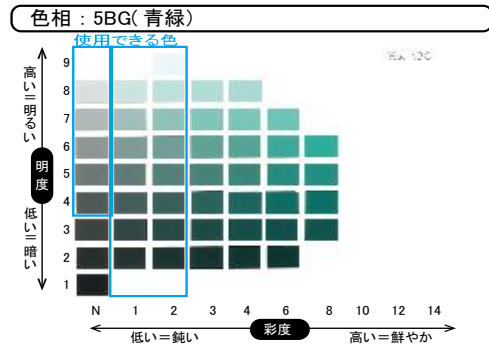
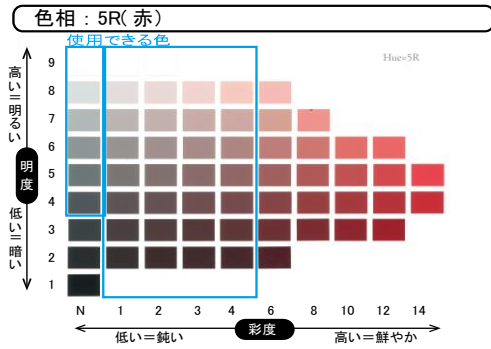
色相	明度	彩度
0. 1R～10R (R系)	全て	4以下
0. 1YR～5Y (Y・YR系)	全て	6以下
その他 (5. 1Y・GY・G・BG・PB・RP系)	全て	2以下

無彩色の使用できる範囲

色相	明度
N	4以上

< 解説 >

高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける【パターン4】 < 農地景観形成地区 >



※色彩基準を示したカラーチャートは各色の面積が小さいため、実際の色彩よりも地味に見える場合があります。また、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

<壁面の色彩基準>

建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。

地区区分

集 落

島の玄関

店舗等で賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、壁面と同系色にするよう努め、周辺景観との調和に配慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめる。

地区区分

集 落

建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。

地区区分

自 然

農 地

< 解説 >

ポイント①：外壁は建築物の大部分を占め、背景の景観に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。

○沖縄の自然環境・風土になじみ、沖縄の自然光に映え、心身に心地良さを与えるよう、統一することで落ち着きのある色彩にしましょう。

・景観まちづくりにおける色彩調和の考え方は、「類似色調和」「色相調和」「トーン調和」の3つの手法があります。背景の景観との全体的な調和を念頭におきながら、これらの色彩調和の手法を踏まえて、色彩を考えましょう。

近い色でそろえた配色 【類似色調和】



【特徴】

色みや明るさ・鮮やかさが似ている色でそろえた配色です。最も統一感を得やすく、落ち着いた景観にまとめることができます。一方で、統一しすぎると、単調になる場合があるため注意が必要です。「自然が豊か」や「昔ながらの家なみ」の地域では景観がまとまります。

色み（色相）をそろえた配色 【色相調和】



【特徴】

色みに共通性を持たせながら、明るさ・鮮やかさに変化をつける配色です。例えば、赤系・黄系などの暖色系の色みでそろえることで、暖かい雰囲気のある景観にまとめることができます。適度に個性・賑わいを演出できます。

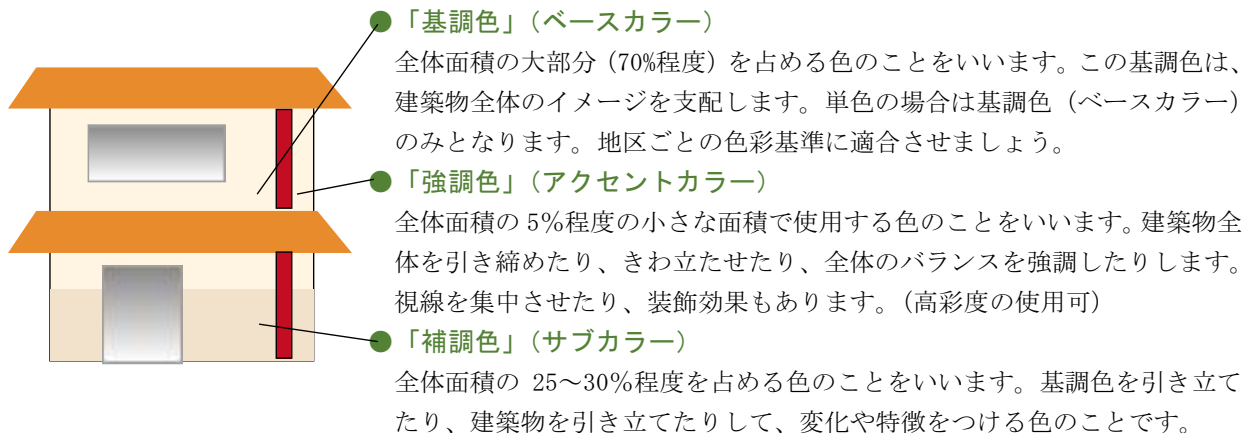
明るさ、鮮やかさをそろえた配色 【トーン調和】



【特徴】

色調をそろえながら、色みに変化をつける配色です。異なる色み（色相）であっても、「淡い色（高明度、低彩度）」など、トーンが類似するもので統一することで、全体として色彩に落ち着きを持たせながら、色みの違いにより適度に変化のある景観にまとめることができます。

ポイント②：「基調とする」とは、その壁面等の中心となる色です。基調色以外では、低明度の補助色や高彩度のアクセント色を決められた範囲内で使用することができます。



ポイント③：色彩基準をカラーチャートで示すと以下ようになります。

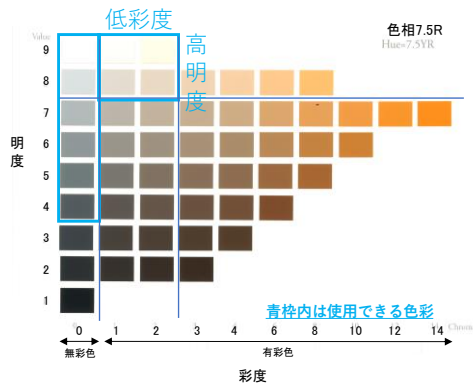
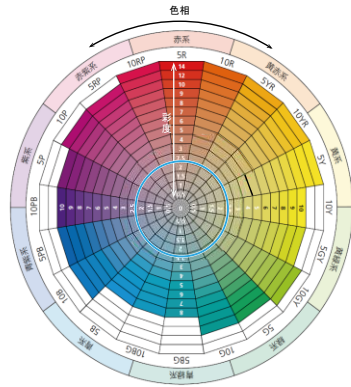
(「集落景観保全地区」、「自然景観保全地区」、「農地景観形成地区」、「島の玄関景観形成地区」)

- 「集落景観保全地区」及び「島の玄関景観形成地区」では、沖縄の自然環境・風土になじみ、沖縄の自然光に映え、心身に心地良さを与えるよう、落ち着いた色彩として「明度8以上」、「彩度2以下」の淡い色を基調とします。
- 山並み等の「自然景観保全地区」及び田畑が広がる「農地景観形成地区」では、周辺の自然環境を妨げないように配慮し、植物の生きた緑等の自然の色彩が引き立つようにR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相とします。
- 高彩度は目立つため、すべての地区で基調色として使用することを禁止します。また、無彩色である黒色(明度4未満)も同様に目立ってしまうため、すべての地区で基調色として使用することを禁止します。

	集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
建築物の壁面の色彩	建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 【パターン1】	建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 【パターン2】		建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 【パターン1】

< 解説 >

建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とし、黒色の使用を避ける。【パターン1】 <集落景観保全地区> <島の玄関景観形成地区>

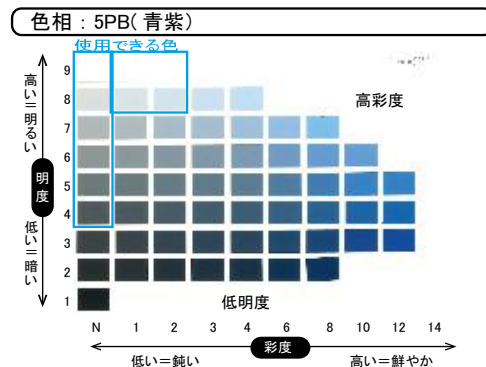
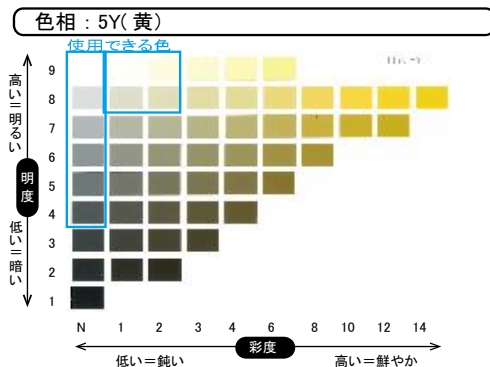
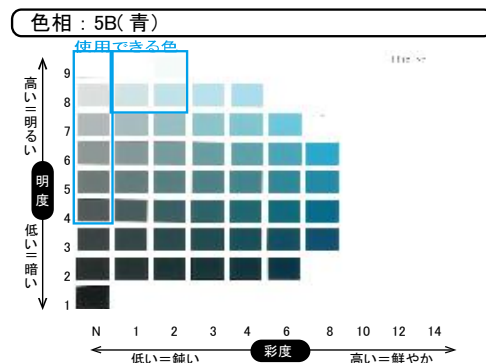
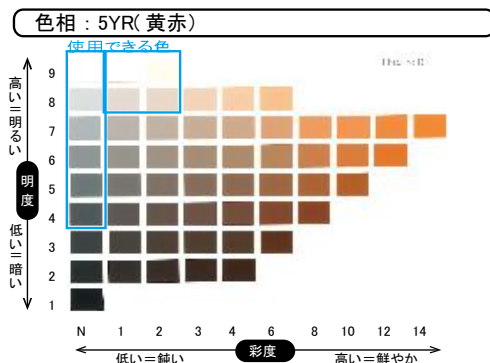
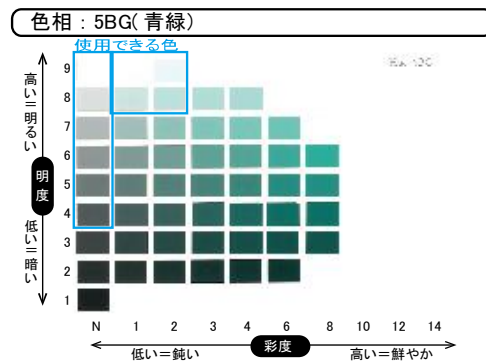
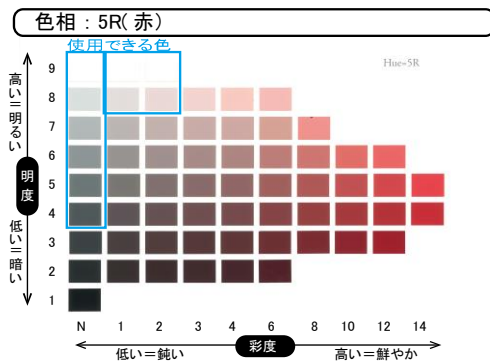


有彩色の使用できる範囲

色相	明度	彩度
0. 1R~10R (R系)	8以上	2以下
0. 1YR~5Y (Y・YR系)	8以上	2以下
その他 (GY・G・BG・PB・RP系)	8以上	2以下

無彩色の使用できる範囲

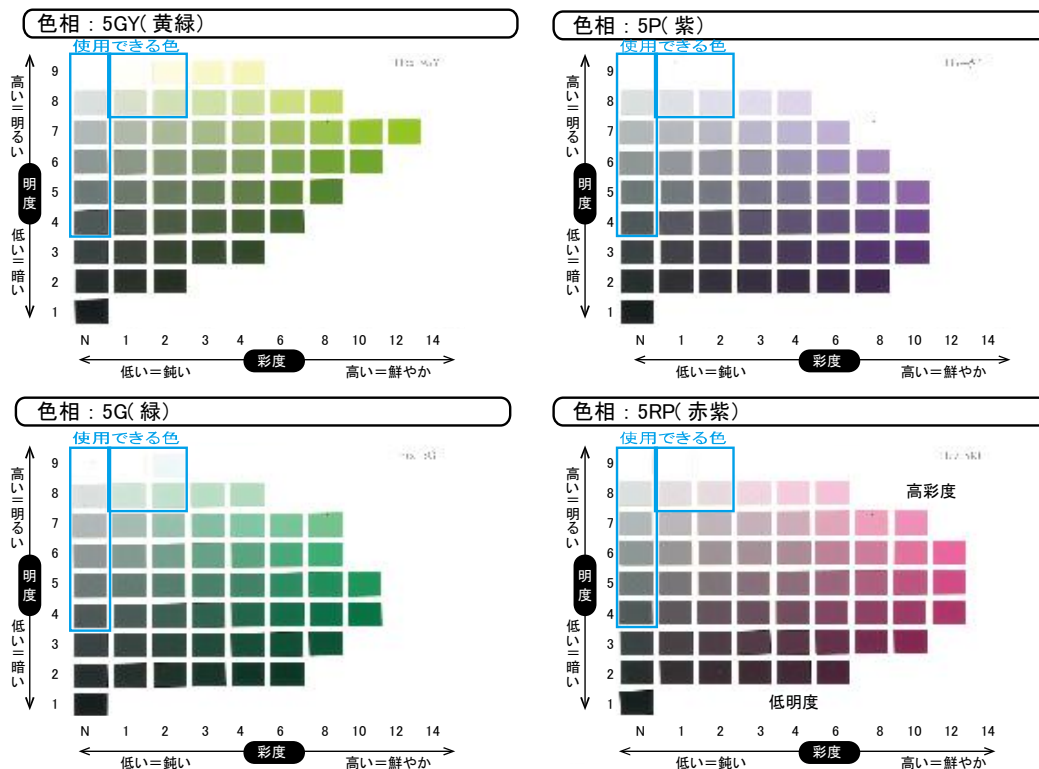
色相	明度
N	4以上



※色彩基準を示したカラーチャートは各色の面積が小さいため、実際の色彩よりも地味に見える場合があります。また、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

< 解説 >

建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）を基調とし、黒色の使用を避ける。【パターン 1】 <集落景観保全地区> <島の玄関景観形成地区>



※色彩基準を示したカラーチャートは各色の面積が小さいため、実際の色彩よりも地味に見える場合があります。また、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

< 解説 >

自然素材に多い、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄) 系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける【パターン 2】 <自然景観保全地区> <農地景観形成地区>

⇒色彩基準を示すカラーチャートは p 52～53 を参照してください。

< 解説 >

ポイント④：基調色の色彩基準で例外とする場合があります。

<基調色の例外>

○着色していない木材、石材、素焼きなどの焼き物等の沖縄らしい自然素材が持つ固有の色彩については、協議・検討のうえ、色彩基準の適用が緩和されることもあります。

- ・木材・石材・コンクリート・ガラス・素焼き（顔料を使用しないものに限る）・金属・ガラスの自然素材が持つ固有の色彩については色彩基準の対象外となります。ただし、タイルや焼き物については、人工的に着色したものがあため、基準に沿って色彩を選択する必要があります。

○集落景観保全地区及び島の玄関景観形成地区において、基調色は淡い色彩を基準としていますが、背景が暗く濃い樹林地等の場合、白く際立ってしまい周辺に影響を及ぼすことも考えられます。その場合は、背景とのバランスや近距離からの圧迫感や威圧感がないか等、十分な協議・検討したうえ、明度や彩度を落とした色彩を使用することも可能です。

④ 沖縄の歴史風土に合う素材・目立たないような屋外設備

周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。

地区区分

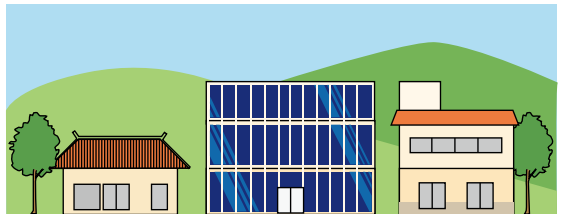
すべて

< 解説 >

ポイント①：強い太陽光が注ぐため、光の反射率の高い素材はできる限り避けましょう。光の反射率の高い素材を用いる場合は、反射光が周囲に影響を与えないよう、使用する位置や規模に配慮しましょう。

○ステンレスやアルミなどの金属、反射ガラス等には、反射性や光沢性が高いものがあり、落ち着いた住宅地などの雰囲気と馴染みにくかったり、周囲にまぶしさ被害を及ぼす場合があります。そのため、使用する場合は位置や規模に十分配慮してください。

【避けるべき例】



反射ガラスを使用した建物

【望ましい例】

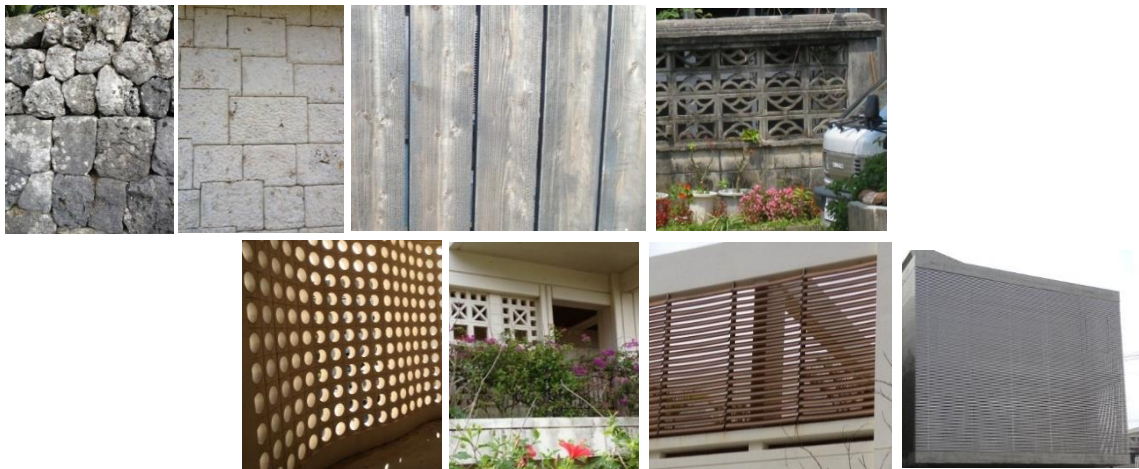


反射性や光沢性のある素材は周囲に配慮する

○沖縄では、太陽光の反射を柔らげる多孔質の素材が好まれます。

沖縄の強い太陽光を和らげるために、沖縄の気候風土に合った花ブロックなどの素材を使用することや壁面の表面に凹凸をつける等も場合によって有効です。

沖縄の伝統的素材、または現代でもよく用いられている素材は、琉球石灰岩や素焼き赤瓦をはじめ、多孔質で肌理の粗い、暖かなイメージのものが多く、逆に硬くツヤツヤした素材はあまり好まれていません。沖縄らしさをデザインする上では、多孔質素材の活用を検討しましょう。



参考：「おきなわ景観素材 BOOK」（沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/keikan/keikansozai.html>

屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。

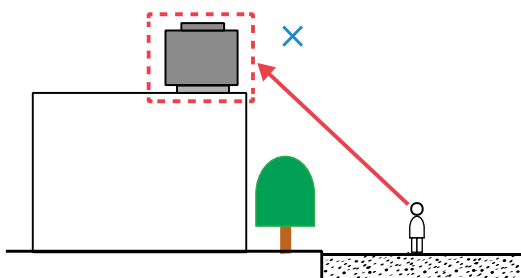
地区区分

すべて

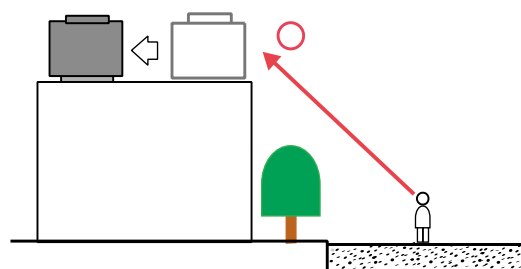
< 解説 >

ポイント①：屋外・屋上設備は、露出しないようにしましょう。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなどの工夫を行きましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○道路・公園等の公共空間は訪れる人の目に付きやすく、それらの場所からの眺めは地域の印象を与える大切な要素となります。

○屋外・屋上設備（水タンク、室外機、ゴミ置場、物干し施設等を含む）を沿道側になるべく配置しないようにすることで、高さに統一感が生まれやすくなり、連続性やゆとりある空間を感じさせます。

【避けるべき例】



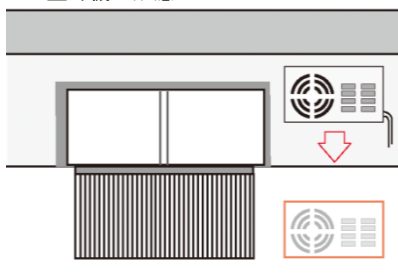
露出しているため、目立っています。

【望ましい例】



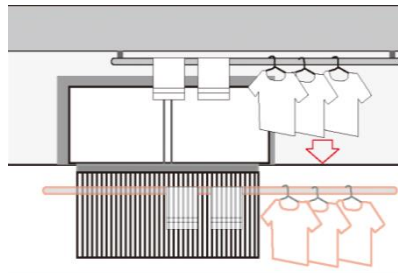
やむを得ず目立つ場所に配置する場合は、屋根の素材やデザイン及び花ブロックによる遮へいを行きましょう。

■ 室外機の配慮



やむを得ず目立つ場所に配置する場合は、室外機を周囲から見えにくい位置に設置しましょう。

■ 物干しの配慮



物干しを手すり型とするなど、周囲から見えにくい位置に設置しましょう。

■ 屋外配管の配慮



屋外の配管を目立たないように壁面の色と一体化しましょう。

3) 敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等

<ねらい・目的>

地域を歩いていて、その視界に広い面積で映るのが道路と塀(屋敷囲い)です。そのため、塀は景観に大きな影響を与えます。また、景観面だけでなく安全面や生活空間に潤いを与えるため、敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等の基準を設けています。

① 生活空間に潤いをもたらす緑化

敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。

地区区分

集 落

< 解 説 >

ポイント①：集落内における敷地内の緑化について、基本的な緑化配置の考え方を示します。

○フクギの屋敷林やケラマツツジ等の地域植生に調和するものとします。

◆郷土種を主体に用いること

緑化用の植物として、沖縄には自生している植物(在来植物)のほか、海外から導入された数多くのトロピカルなイメージを放つ植物(外来植物)には華やかな色彩のものも数多い。種類に高木、低木、芝などがあり、用途も花物、果実、香りなど多様である。

植栽は基本的に自由に樹種を用いて良い。しかし、環境時代の今日、自然環境を健全に保全・創出するという観点からは、郷土種を主体(主木)に用い、外来植物はアクセント(添え)として用いることが望ましい。

◆環境にあった樹種を用いること

美しい緑化景観を創出するためには、植栽した植物が健全に育つことが絶対の条件となる。その植物は、何をどこに植えても育つというものではなく、海岸からの潮風によって生育が大きく左右される。このため、植栽する樹種はその地域の環境にあったものでなければならない。

※外来植物にはボタンウキクサなど法令等により規制された種、規制がないものでもアメリカハマグルマのように自然林に悪影響を及ぼすものもある。しかし一方ではホウオウボクやイッペーのように華やかな色彩で街並みを彩る花木があり、これらは沖縄の街並みを飾るのに効果的で無視できないものもある。このようなことから、外来種はその地域の環境を勘案しながら必要最小限にアクセントとして用いる。

※なお、ここでいう郷土種とは、在来種に加え、デゴヤブツツゲのように植物学上は外来種ではあるが、沖縄では古くから(概ね明治以前を指す)導入され、生活に身近にあった樹種をいう。

「沖縄県景観形成ガイドライン(2010年3月 沖縄県)」より抜粋

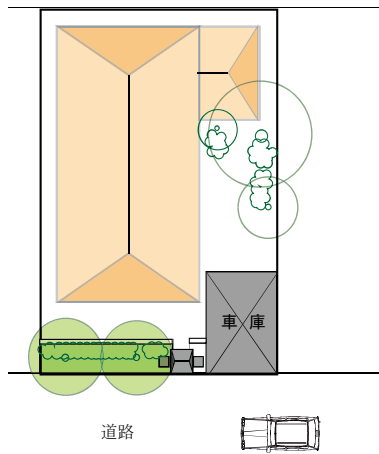
参考 「沖縄の樹木や花木を調べる」

○「おきなわ緑と花のひろば-おきなわの「花木」「樹」- (沖縄県 環境部環境再生課)

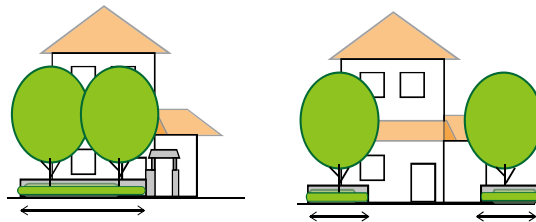
<http://www.midorihana-okinawa.jp>

< 解説 >

○緑化スペース（植え込み）は、主要な道路から容易に見える部位で、道路に2m以上接して配置しましょう。



緑化スペース（植え込み）は主要な道路側に設け、歩く人から見られるように配置しましょう。



道路に接した緑化スペースは2m以上とし、低木や中・高木等を植えましょう。

○生垣は、1mにつき2本以上を植栽しましょう。

- ・1本だと枯れやすいことやある程度の密度で植栽することで競い合い成長するため、1mにつき2本以上としています。
- ・また、互いの樹木等が大きくなってきたら、間引きしてあげましょう。

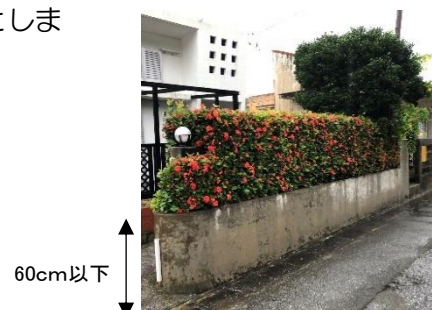
【避けるべき例】



【望ましい例】



○生垣の基礎は、高すぎないように60cmを超えない高さとしましょう。



参考 「屋上・壁面緑化の技術を活用する」

- 「沖縄地域における屋上・壁面緑化の手引き（案）」 国営沖縄記念公園事務所
<http://www.dc.ogb.go.jp/kouen/ocean/pdf/okujyouryolukatebiki.pdf>
- 「屋上・壁面緑化事例集」 国営沖縄記念公園事務所
<http://www.dc.ogb.go.jp/kouen/ocean/pdf/okujyouryolukajireisyuu.pdf>

敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行う。

地区区分

自然

< 解説 >

ポイント①:「森は海の恋人」といわれているように、美しい海を守るためには、森林、河川、海岸等の陸域における自然環境の保全・再生が大切です。出来る限り外来種を除去し、在来種による緑化に努めましょう。

- ・公園事業やその他の開発行為に伴って法面が造成される場合又は既存の法面を緑化する場合には、自然公園法に基づき、自然公園内における各種開発許可の申請手続きなどが必要となることがあるので、緑化計画の策定前に、当該自然公園を管轄する環境省の地方環境事務所又は都道府県の自然公園主管部局に相談・問い合わせを行いましょう。

参考 「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月）」

「自然公園における法面緑化指針 解説編（平成 27 年 10 月）」環境省ウェブサイト

<https://www.env.go.jp/press/101554.html>

参考 「絶滅のおそれのある野生生物」「要注意外来生物」

- 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第3版-菌類編・植物編-」
https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/okinawa_rdb_kinrui_syokubutu.html
- 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータ）おきなわ-動物編-」
https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/okinawa_rdb_doubutu.html
- 「特定外来種等一覧、要注意外来種リスト」環境省ウェブサイト
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/caution.html>
- 「侵入生物データベース」国立環境研究所ウェブサイト
https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/toc8_plants.html

コラム 沖縄版「森は海の恋人」活動

「森は海の恋人」という言葉は、宮城県の漁師、畠山重篤さんが始めた豊かな海を取り戻すために、森に木を植え、豊かな海を取り戻す活動のキャッチフレーズで、その活動は全国に広まっています。本コラムでは、沖縄版「森は海の恋人」活動を紹介したいと思います。

沖縄の海と言えば、多くの人が「美ら海」や「色とりどりのサンゴ礁」など美しい光景を思い浮かべるのではないのでしょうか。沖縄の海は沖縄らしい景観を彩る大切な資源です。海の問題は水産業だけではなく、観光産業を含めた沖縄県全体の問題として考える必要があります。

沖縄の海を汚す問題の一つとして、「赤土等の流出」があります。現在、新たな赤土等の流出防止対策として、様々な関係者の連携した取組が動き始めています。その内容は、畑からの赤土等流出防止のためグリーンベルト（植栽帯）を植栽する活動です。流出防止の手法としては今までも行われていますが、そこに新しい2つの仕組みが加わっています。1つ目は、今までのような直接的な利害関係者だけではなく、多くの人々が関わっているということ。2つ目は活動資金を確保するための仕組みがあるということです。

取組には漁協、農協、企業や行政などが広く連携し、植栽には、子どもたちや県外からの修学旅行生も参加して行われているため、環境への意識を高める機会にもなっています。様々な主体が関わり継続して取り組んでいく環境が整えば、多くの効果が期待できると考えます。

生物多様性の持つ意味を多くの人に理解してもらい、「環境を守らなければ！」だけではなく、「環境を保全していけばいいことがいっぱいあるよ」といった気持ちも加えて、1人1人が身近な環境保全活動に参加していくことが、生きものとのゆいまーるをはじめる第一歩になるのではないのでしょうか。

「沖縄県自然環境再生指針（平成 27 年 3 月 沖縄県環境部環境政策課）」より

参考 「自然環境の再生の取組イメージ」の解説

＜自然的地域における自然環境の再生の取組イメージ＞

周辺に自然性の高い環境が多く残っており、自然の自律的な回復力が高く、土地利用の制約が少ないものと考えられることから、本来あるべき自然環境を取り戻すことを目指して自然環境の回復や復元に取組んでいく。

①陸域（森林）

- ・ヤンバルクイナ等のロードキルが発生しているため、緩傾斜型側溝によるロードキル防止やアンダーパスによる移動経路を確保する。
- ・森林の多様性や質が低下しているため、在来種による森林の回復、復元を行う。
- ・外来種による生態系の攪乱が生じているため、外来種の防除を行う。
- ・これら自然環境の再生の取組と併せて、外来種の侵入防止対策等の環境保全施策等を実施する。

②陸水（河川・湖沼、湿地、湧水）

- ・河道が直線化・平坦化（コンクリート化）されたことにより瀬・淵など生物の生息環境が消失しているため、瀬・淵や蛇行の回復、復元を行う。
- ・河川横断施設（ダム、堰、落差工等）により移動経路が分断され、海と川の子行き来が阻害されているため、水生生物が海と川との行き来ができるように魚道や多段式堰（多段式落差工）等を設置する。
- ・湿地性生物の生息環境が消失しているため湿地環境（ワンド、遊水池等）を回復する。
- ・マングローブ林内環境が悪化しているため、底質の改善を行い、マングローブ林の回復、復元を行う。
- ・これら自然環境の再生の取組と併せて、赤土等の流出防止対策等の環境保全施策等にも取組んでいく。

③沿岸（海岸）

- ・海岸と後背地（森林）が分断されているため、海岸と後背地（森林）の連続性を確保する。
- ・海岸線の減少やモクマオウ林の老齢化等による質の低下が生じているため、防災機能にも配慮して在来種の海岸線を回復、復元する。
- ・開発による海岸線の人工化に伴う自然環境（砂浜等）の変化、生態的機能の低下があるため、海岸環境の維持・創出（砂浜の復元等）を図る。
- ・道路整備によりオカヤドカリ類やオカガニ類の移動経路が分断されているため、アンダーパス等による移動経路を確保する。
- ・これら自然環境の再生の取組と併せて、海岸漂着物等の除去等の環境保全施策等にも取組んでいく。

④沿岸（干潟・藻場・サンゴ礁）

- ・開発による海岸線の人工化に伴う自然環境（干潟・サンゴ礁）の変化、生態的機能の低下が危惧されるため、これらを回復、復元、創出する。
- ・これら自然環境の再生の取組と併せて、赤土等の流出防止対策等の環境保全施策等にも取組んでいく。



「沖縄県自然環境再生指針（平成27年3月 沖縄県環境部環境政策課）」より

残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。

地区区分

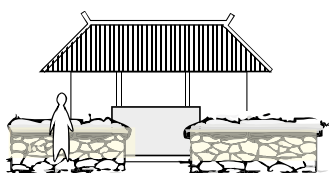
集 落

< 解説 >

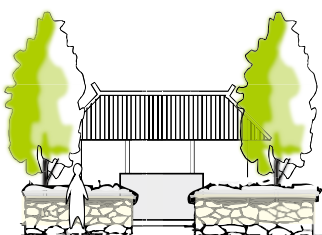
ポイント①：敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によってシンボリックな景観を創出しましょう。

- ・ 樹木の成長には、長い時間がかかることから、伐採について十分に検討する必要があります。
- ・ 樹姿又は樹勢の優れた樹木等は、地域の景観資源となっていることが多くみられます。建築物を建築する際には、それらを保存し、活かすことで、潤いのある景観を創出することができます。

【避けるべき例】



【望ましい例】



渡嘉敷区内のフクギ並木



阿波連区内のフクギ並木

② 安全で快適な垣柵塀

垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを1.5m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努める。

地区区分

集 落

敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう道路の地盤面から1.5m以下とする。

地区区分

自 然

< 解説 >

ポイント①：集落内における敷地内の石垣について、基本的な配置・素材の考え方を示します。

- 石垣を新たに設ける、あるいは補修等を行う場合、主要な道路から容易に見える部位に配置しましょう。
- 積み石は、琉球石灰岩を活用しましょう。
- 既存ブロック塀等への琉球石灰岩の石張り、漆喰塗、オオイタビ等による壁面緑化等により、渡嘉敷村らしい沿道景観を演出しましょう。



渡嘉敷区内の石積（野面積み）



（布積み）



（あいか積み）



阿波連区内の漆喰塗のような塀

ポイント②：沖縄らしい伝統的な素材や自然素材等を活用しながら、集落景観に配慮・工夫して修景することも重要です。



伝統的な石垣やブーゲンビリア等が美しい竹富島のまちなみ

昔ながらの集落景観に配慮・工夫した修景の例



琉球石灰岩張りのブロック塀（今帰仁村・今泊）



手づくりのチニブ（竹垣）の散策路（今帰仁村・今泊）



琉球石灰岩張りのブロック塀（うるま市・南風原）



オオイタビ等によるブロック塀の壁面緑化（那覇市・当蔵）



琉球石灰岩張りのブロック塀（今帰仁村・今泊）



赤瓦と漆喰で修景したブロック塀（那覇市・壺屋）



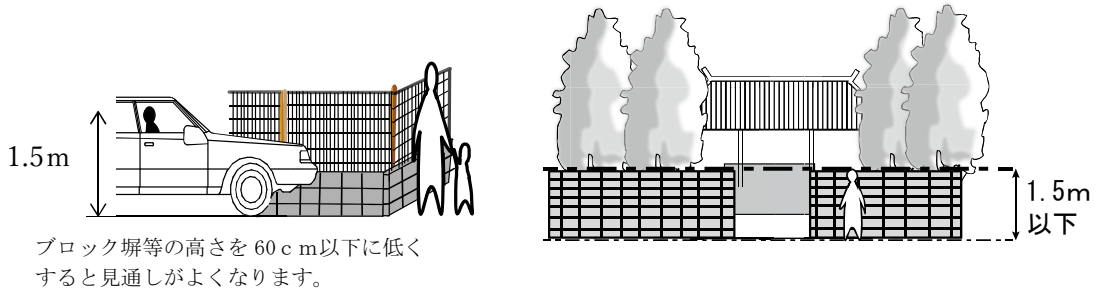
赤瓦屋根と木造の屋門（ヤージョー）（那覇市・首里金城町）



琉球石灰岩張りのブロック塀とアーチ門（那覇市・崎山町）

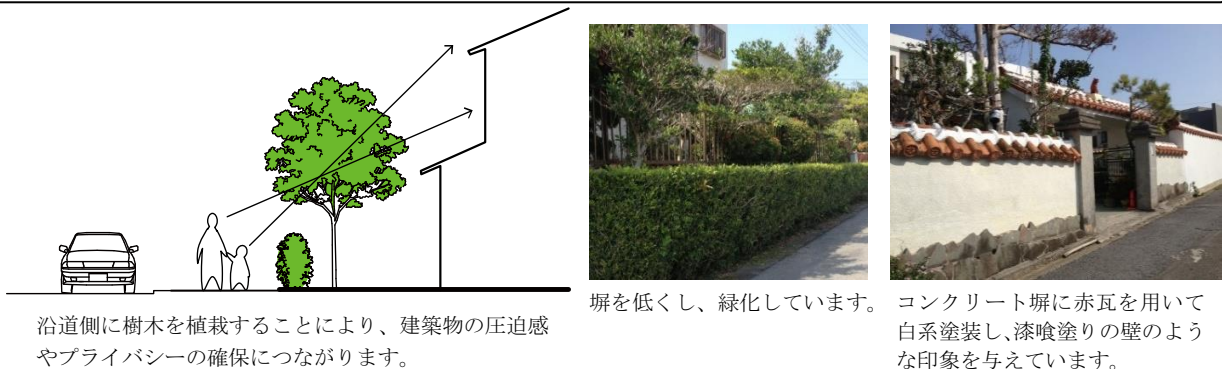
ポイント③：安全面や景観面を考慮し、ブロック塀等の高さ（1.5m以下）を抑えましょう。

- ・大阪府北部地震（平成 30 年 6 月 18 日）でブロック塀の倒壊によって若い命が失われ、国土交通省はブロック塀の安全対策を推進する方針を示しました。また、ブロック塀が 1.2m 以上となる場合は、建築基準法施行令により控え壁を設置する等の安全対策をとらなければなりません。
- ・集落内の道は狭く、ブロック塀等がある場合は、見通しが悪くなります。出会い頭の事故防止等の安全面での観点からも高さを 1.5m 以下に抑えましょう。



ブロック塀等の高さを 60cm 以下に低くすると見通しがよくなります。

ポイント④：道路側に樹木等を配置することで、道路空間にうるおいを与えるだけでなく、建物への圧迫感の軽減やプライバシーの確保にもつながります。



沿道側に樹木を植栽することにより、建築物の圧迫感やプライバシーの確保につながります。

塀を低くし、緑化しています。

コンクリート塀に赤瓦を用いて白系塗装し、漆喰塗りの壁のような印象を与えています。

敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑える。

地区区分 島の玄関

ポイント①：島の玄関景観形成地区においては、施設の保安面など維持管理等の面で必要な高さを確保しながら、できる限り低く抑えることとします。

参考 「各分野における景観形成ガイドライン」

- 「海岸景観形成ガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/kaigandukuri/keikan/index.html

- 「港湾景観形成ガイドライン」

<http://www.mlit.go.jp/kowan/umibe/keikan.html>

- 「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road_design/index.html

- 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」 <H24.3 更新>

https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_keikan_guide_keikan.htm

- 「景観ポータルサイト」

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html

4) その他

<ねらい・目的>

周囲の自然環境や生態系に影響を与えないよう、屋外照明及び敷地内のあり方の基準を設けています。

① 屋外照明・その他

屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。

地区区分

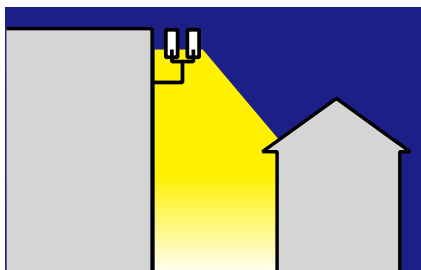
すべて

<解説>

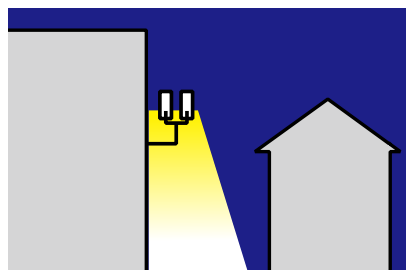
ポイント①：周囲の自然環境や生態系に影響を与えないために、点滅や動光を伴う照明、光が拡散しやすい灯具、サーチライトなどを避け、必要最小限の光の量となるように工夫しましょう。ただし、法令で定められている点滅照明、一時的な祭りやイベント時に供される演出や防犯等で必要な照明については、除外します。

○過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色等に配慮しましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○夜間照明は、周辺環境に配慮するため、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明等を用いましょう。



照明が低い位置に設置され、光の散乱を防ぎ、星空を眺めることができます。（渡名喜村）

敷地内においては、常に整理整頓に努める。

地区区分

すべて

<解説>

ポイント①：敷地内への物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がけ、植栽や修景された塀等で遮へいに努めましょう。

(2) 工作物

<ねらい・目的>

緑の稜線や海への眺望等の美しい自然景観をはじめ、集落景観、農地の景観、島の玄関となる良好な景観形成を図るために、工作物の高さ・配置、形態・意匠・色彩、緑化等の基準を設けています。

① 高さ・配置

工作物の高さは13m以下とする。但し、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。

地区区分

工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑える。

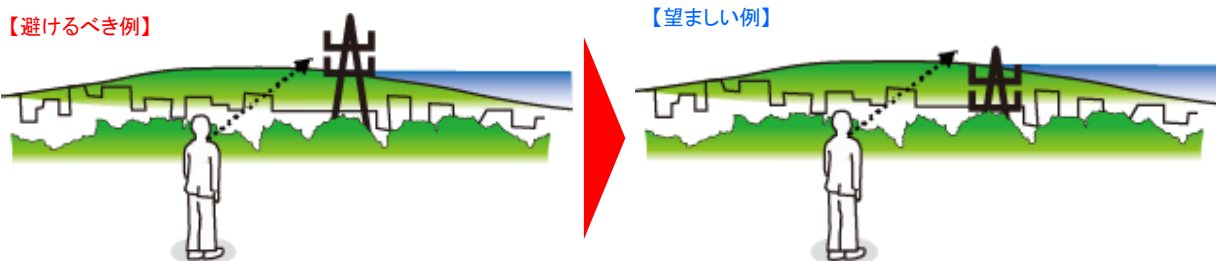
地区区分

工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。

地区区分

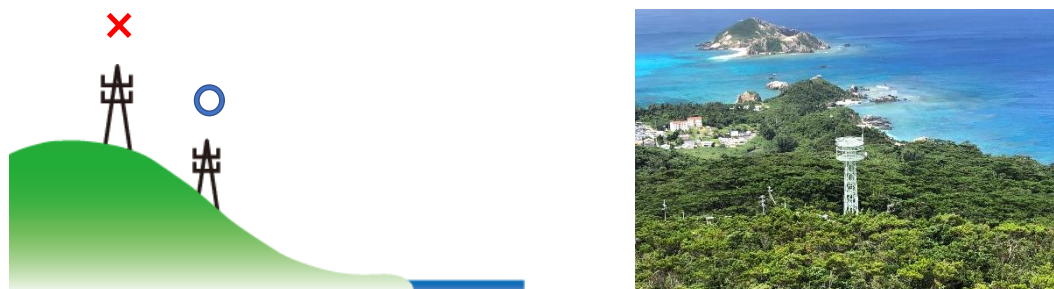
<解説>

ポイント①：工作物の高さは機能上、支障が出ない範囲内で低く抑えましょう。



・周辺に建築物がほとんどないような場所では、特に構造物の存在が目立つため、高さへの配慮が重要になります。

ポイント②：工作物を配置する際には、なるべく景観に与える影響の少ない低い地形の場所等を選択するようにしましょう。



・機能上支障がない場合には、できるだけ景観に与える影響の少ない「低い場所」「緑の稜線・スカイライン・海岸線等にかからない場所」を選択するようにしましょう。

丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮する。

地区区分

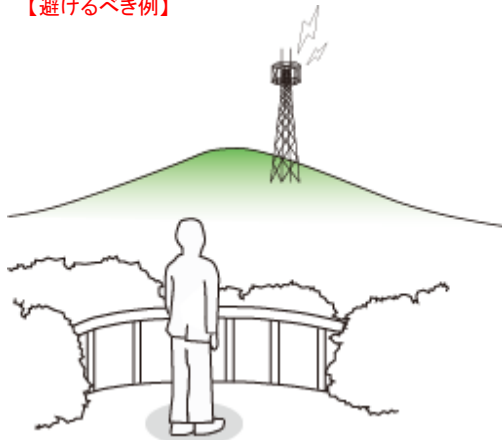
海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。

地区区分

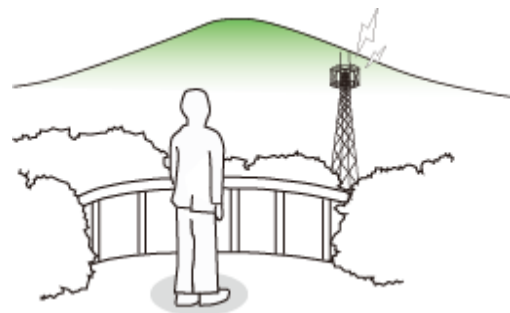
< 解説 >

ポイント①：工作物を配置する際には、なるべく景観に与える影響の少ない低い地形の場所等を選択するようにしましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



・風景の主役が丘陵地や海（海岸や地平線等）といった自然物である場合には、電波塔等の工作物が緑の稜線（スカイライン）から突出しない「高さ」や「配置」にしましょう。

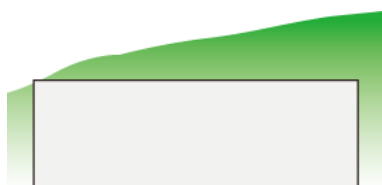
工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。

地区区分

< 解説 >

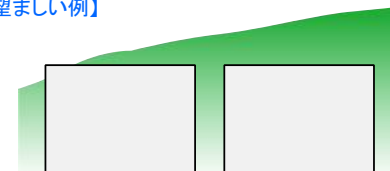
ポイント①：適度な分節・分散などにより、工作物規模の見え掛り部分を工夫しましょう。

【避けるべき例】

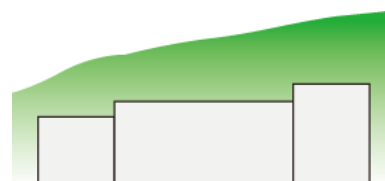


圧迫感を与える画一的な形状

【望ましい例】



分散させることで圧迫感を軽減



棟を分け、壁面を分節化させることで圧迫感を軽減

太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園等の公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。

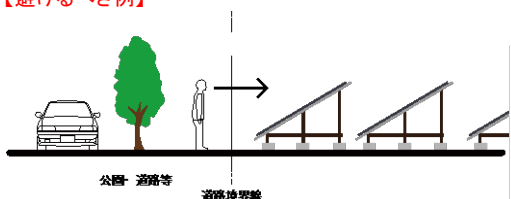
地区区分

すべて

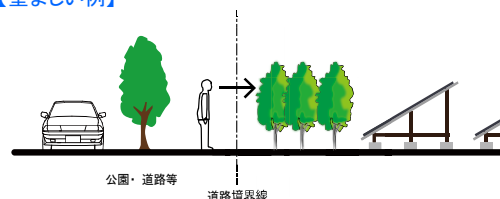
< 解説 >

ポイント①：周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所、民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光反射の軽減などに配慮するとともに、植栽等の緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たなくしましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】

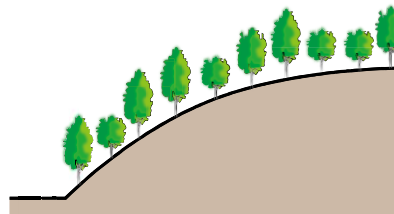
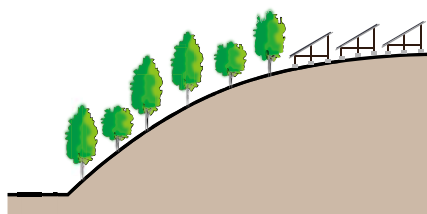


ポイント②：丘陵地、高台等での設置は避けましょう。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないよう（土地の形状違和感を与えない）にしましょう。

【避けるべき例】

設置を避けた例

【望ましい例】

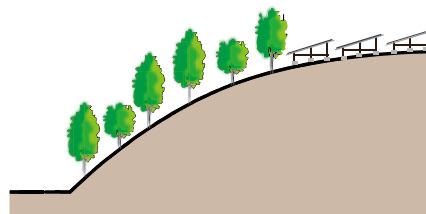
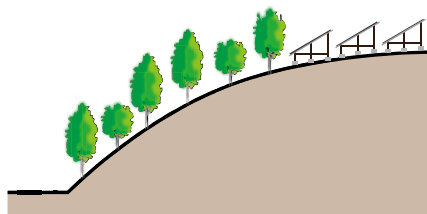


【避けるべき例】

配慮した例

【望ましい例】

低く抑える



② 形態・意匠・色彩

地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分 [すべて](#)

< 解説 >

ポイント①：地域の重要な祭事等が行われる御嶽・拝所等の祭祀空間は、人工物の中に埋もれてしまわないよう、自然に馴染む緑化で遮へいする、祭祀空間と調和した屋根形態（勾配屋根）、作り過ぎないなど、祭祀空間にふさわしい空間づくりに配慮しましょう。



渡嘉敷神社



阿波連神社

ポイント②：御嶽・拝所、カー（共同井戸）等の景観資源との調和に配慮した木材、石材等の自然素材を活用しましょう。



復元された石積みのヒージャーは子どもたちの水遊び場ともなっている（浦添市仲間樋川）



渡嘉敷区内にあるウチマシガー

ポイント③：御嶽や拝所などの景観資源やその周辺に色彩を施す場合は、派手でけばけばしい色彩は避け、落ち着いた色彩にしましょう。



小さな丘にある渡嘉敷区内のアマンザの御嶽



緑に囲まれ奥行きがあり神秘さを感じる、赤瓦屋根で無彩色（白系）の壁色の御嶽（竹富島）

周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分

丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分

携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮する。

地区区分

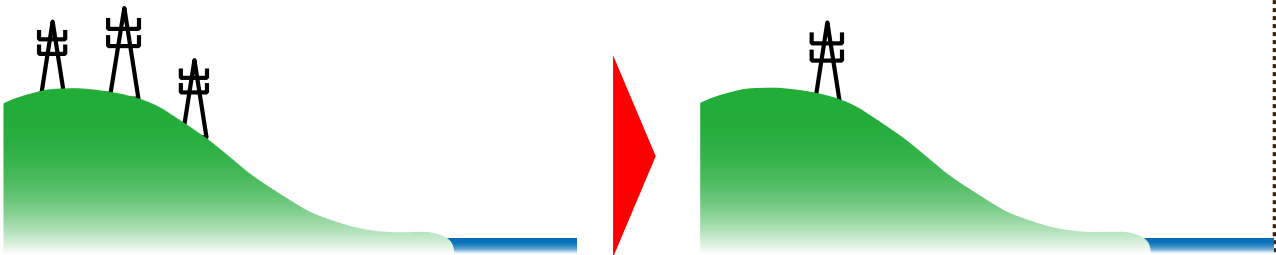
< 解説 >

ポイント①：鉄塔等の工作物は、構造的、機能的制約がある場合を除き、できる限りシンプルな形態・意匠としましょう。

また、節度のある風景をつくるため、鉄塔等の工作物の総量を減らし、集約を図るなど、周囲の景観を阻害しないよう配慮しましょう。

【避けるべき例】

【望ましい例】



海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

地区区分

< 解説 >

ポイント①：汀線（ていせん）の形状は、それぞれの地域固有の自然環境によって形成された地域の特別な個性・魅力です。整備にあたっては、当該海岸の自然特性を踏まえた汀線形状に配慮した形態・意匠・色彩にしましょう。また、汀線の有する特徴的な形姿がよく把握できる重要な場所（視点場）からの眺めにも留意しましょう。

【避けるべき例】

【望ましい例】



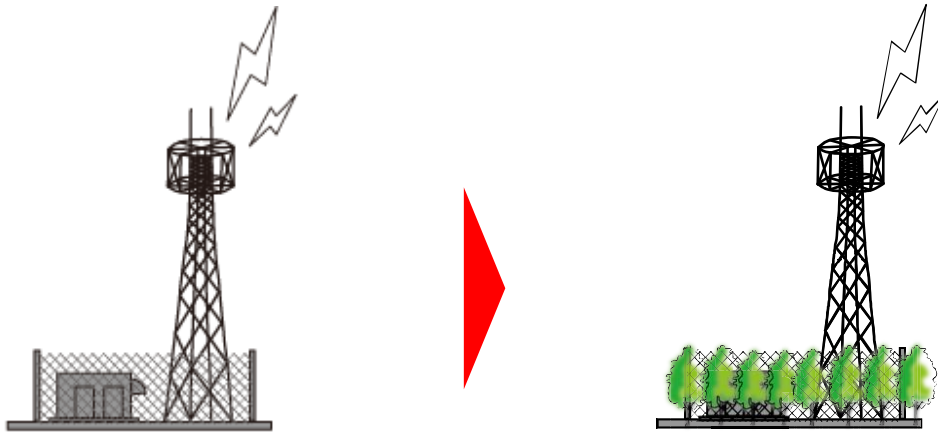
汀線の形状に沿って視線が移動するため、海岸線や岬のラインを遮らないようにしましょう
(座間味村古座間味ビーチの写真を加工(高さを抑え、勾配屋根等としたシミュレーション)した例)

垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は緑化する等、周辺景観との調和に配慮する。

地区区分 [すべて](#)

< 解説 >

ポイント①：敷地内や垣・柵・塀の緑化などにより周辺環境になじむようにしましょう。



周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避ける。

地区区分 [すべて](#)

< 解説 >

ポイント①：ステンレスやガラス等の光を反射する素材を使用すると、海や丘陵緑地等の自然景観が損なわれるおそれが高くなります。そのため、金属類などの光沢のある素材、光を反射する素材の使用を避け、周辺環境に配慮し、できる限り自然素材を使用しましょう。ただし、道路標識の表示面等の法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除きます。

ポイント②：沖縄の強い日差しを和らげるよう、花ブロックやルーバー、漆喰壁等を用いて影の部分と日のあたる部分、表面を凸凹にすることも効果的です。

航空や航路に関する色彩について

- ・高さが60m以上の鉄塔は、航空法の規定により赤白の交互塗色が定められています。（なお、航空法の改正（2000年）により、高さが60m以上でも点滅灯を設置すれば赤白の交互塗装色としなくてもよいとなりました。）
- ・航路の道しるべとなる灯台は、「防波堤灯台等で左舷（塗色：白、灯色：緑）又は右舷（塗色：赤、灯色：赤）を明示する灯台以外は、原則として塗色：白、灯色：白」と航路標識法により定められ、視界が悪い場合でも認識できるよう、安全を保つために目立つ色が使用されています。



工作物に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：大きな工作物等の背景が空となる場合は、青空でなく、曇り空を背景に考えましょう。

- ・沖縄のイメージとして、「青い海、青い空」ですが、沖縄で快晴の確率は意外と低く、「曇り空」が多くなっています。（海に囲まれた島嶼では、雲が発達しやすい環境のため天気が変わりやすいのです。）
- ・そのため、工作物の色彩を考える場合、背景となる空を「青空」ではなく、「曇り空」で考えることが重要です。

【避けるべき例】



緑色に塗られた鉄塔の彩度の高い色彩のため、周辺の自然（緑や空）から浮いた印象となっています。

【望ましい例】



明るめのグレーであり、目立ちにくい色彩となっています。

【避けるべき例】



彩度が高い色彩のため、構造物が目立っています。

【望ましい例】



構造物は背景の空に配慮しているため、目立たない色調となっており、丘陵地の緑が主役となっています。

ポイント②：背景が森林等の緑の場合には、なじみやすい「茶系の色」を使用しましょう。

- ・必ずしも背景の色と同一系統の色を使用すれば景観的に馴染むわけではなく、背景が樹木等の「緑」の場合には茶系（Y R系）の色が馴染みやすく、違和感の少ない自然なイメージにすることができます。

【望ましい例】



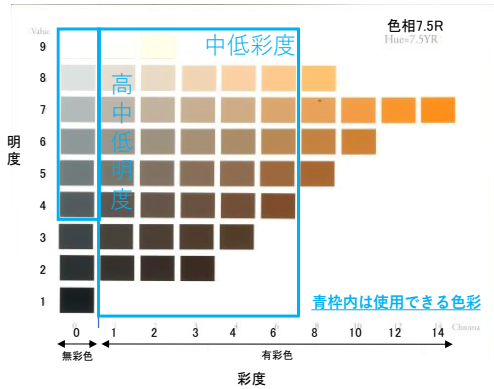
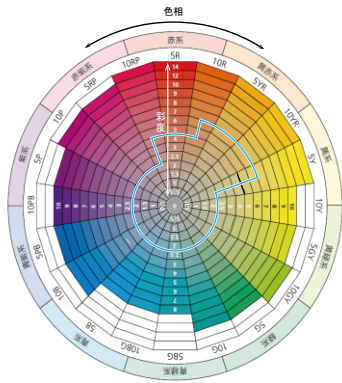
こげ茶色とグレー色の電波塔 2 基と木製の展望台（港が見える丘展望台）があります。背景が樹木等の緑色であるため、自然の中に溶け込んでいます。自然の素材や周辺と調和した色彩・形態にしましょう。

樹木等の緑色や極端な低明度（真っ黒等）は人工的な色の印象が強いため、逆に違和感が出ているようにも見える場合があります。立地場所ごとに検討しながら選定することが求められます。

< 解説 >

高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避ける【パターン4】 <すべての地区>

○工作物の色彩については、落ち着きが感じられ、水や緑、農地などの存在や周辺の集落景観を妨げないように配慮し、田畑とその背景に見える山並みをともし、開放感や明るさの演出に配慮することが大切です。

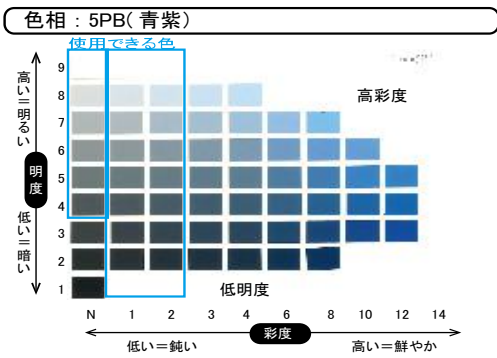
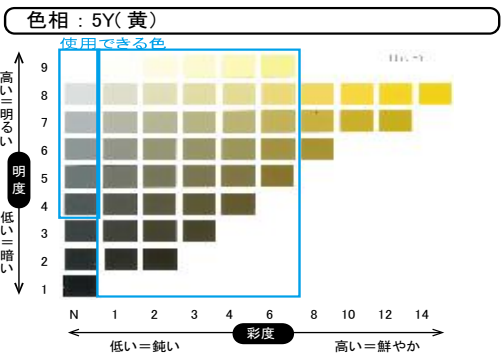
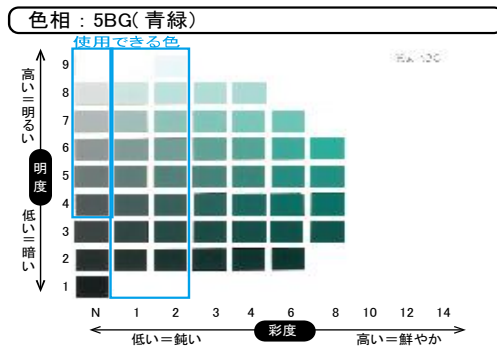
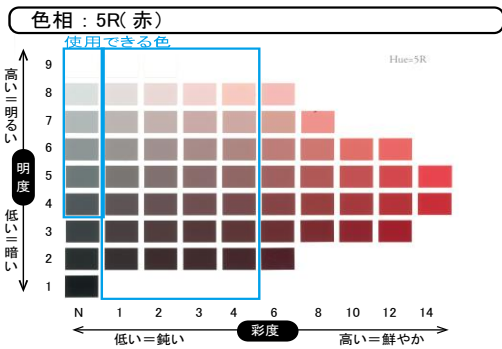


有彩色の使用できる範囲

色相	明度	彩度
0. 1R～10R (R系)	全て	4以下
0. 1YR～5Y (Y・YR系)	全て	6以下
その他 (5. 1Y・GY・G・BG・PB・RP系)	全て	2以下

無彩色の使用できる範囲

色相	明度
N	4以上



※色彩基準を示したカラーチャートは各色の面積が小さいため、実際の色彩よりも地味に見える場合があります。また、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

③ 緑化等

大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努める。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：工作物と塀・フェンス等が与える圧迫感を軽減させましょう。

- ・大規模な工作物は、壁面や周囲を囲う塀・フェンスが長大な面積になり、圧迫感が出やすくなるため、潤い・癒し等を与える緑化による遮へいが効果的です。



粉塵が発生しやすいコンクリート工場の敷地囲いの緑化により潤いを与えている。

ポイント②：様々な手法で機能性を保ちつつ、工夫しながら緑化を図りましょう。

- ・圧迫感を軽減させるための緑化によって機能性が損なわれないように、あらかじめ緑化できるような構造にする、計画段階から緑地帯を配置計画する等の配慮をしましょう。

敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残す。

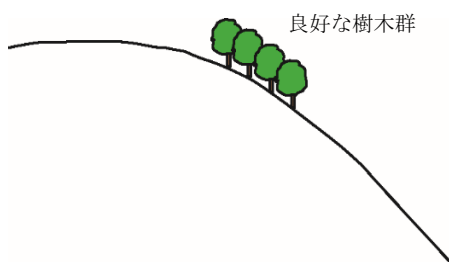
地区区分

すべて

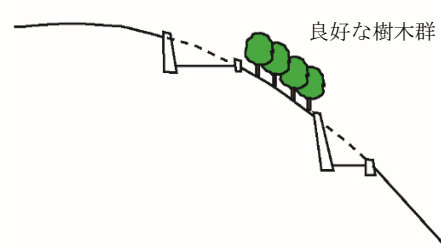
< 解説 >

ポイント①：行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存または移植によって修景に活かしましょう。

【避けるべき例】

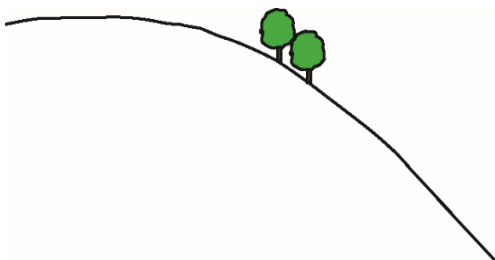


【望ましい例】

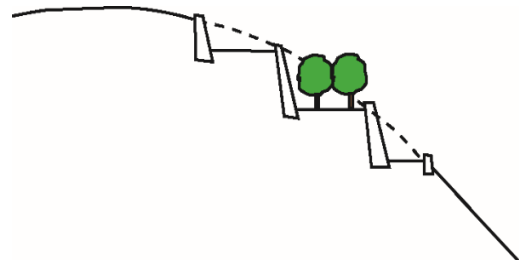


○樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるような造成計画としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植し、修景に活かしましょう。

屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。

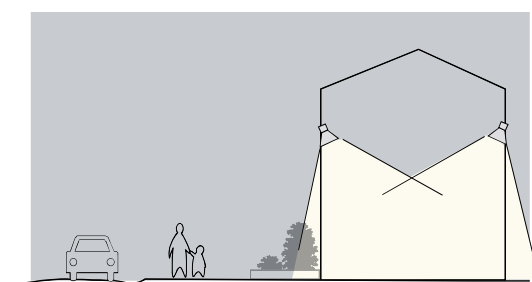
地区区分

すべて

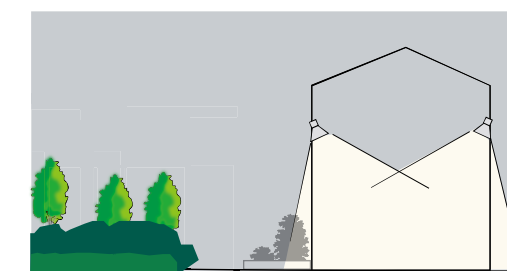
< 解説 >

ポイント①：屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮しましょう。

- ・屋外照明は、夜間の安全な通行を助ける役割や防犯機能を持ち、また特定の施設・場所やイベント時には賑わいのある夜間景観を演出します。
- ・屋外照明の光量については、安全・安心な生活を支える機能を確保しつつも、周辺的生活環境・夜間景観、生態系などへの影響に配慮したものとします。



照明の目的を確保しつつも、過度な明るさによって運転手や歩行者の目がくらむことのないよう、直接光源が見えないような照明灯の配置や形態、照度などを検討して安全性の確保に努めましょう。



敷地外に漏れる光を抑え、生活や生態系、星空観察場所への影響が軽減されるよう、光源の位置や形態を検討しましょう。

(3) 開発行為

<ねらい・目的>

地形の変更を伴う開発行為は景観に大きな影響を与えることから、できる限り地形の変更を抑えたり、周辺と調和する樹木を多く植栽する等、開発行為における地形・擁壁・のり面、緑化に関する基準を設けています。

① 地形、擁壁・のり面

できる限り行為前の地形を活かしたものとする。

地区区分

すべて

擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。

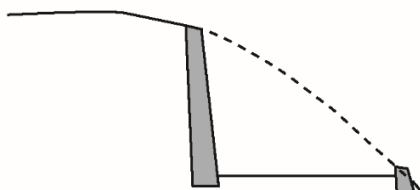
地区区分

すべて

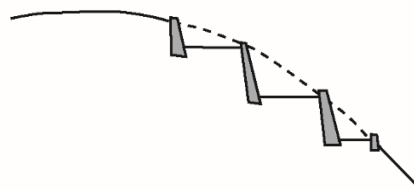
<解説>

ポイント①：できる限り現況の地形を活かし、長大なりのり面又は擁壁が生じないように擁壁・のり面を分節化し、緑化しましょう。

【避けるべき例】

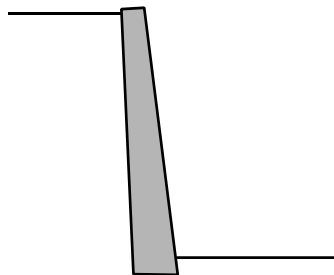


【望ましい例】

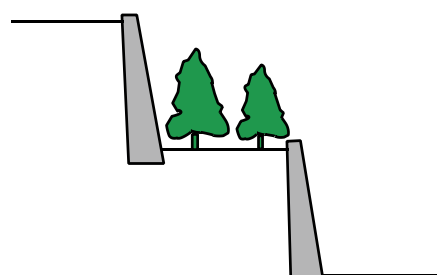


○切土や盛土が少なくなるよう、現状の地形を活かした造成計画としましょう。また、小川や池などの自然がある場合は、そのまま残すような造成計画にしましょう。

【避けるべき例】

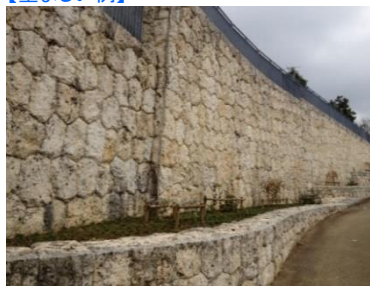


【望ましい例】



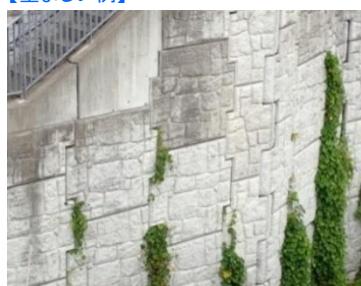
○長大なりのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割し、圧迫感を軽減しましょう。

【望ましい例】



琉球石灰岩を使用した石積擁壁

【望ましい例】



プレキャストコンクリート擁壁の乱積み模様

○周辺の景観との調和を図るため、擁壁を琉球石灰岩等の自然石や化粧型枠を用いた擁壁としましょう。

のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。

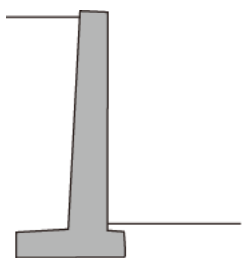
地区区分

すべて

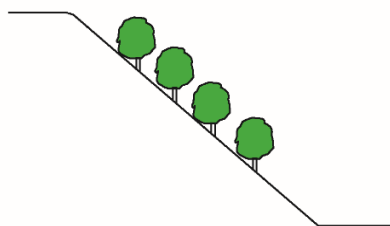
< 解説 >

ポイント①: のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化としましょう。

【避けるべき例】

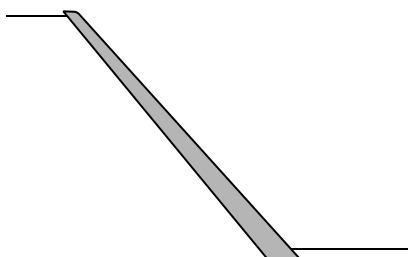


【望ましい例】

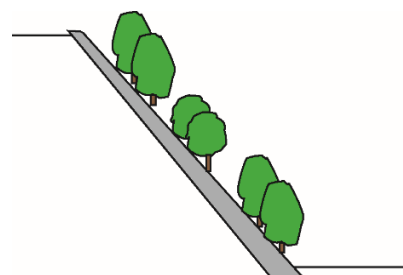


○コンクリートによる垂直擁壁を避け、緩やかな勾配としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



【避けるべき例】



人工的なコンクリート面が圧迫感を与えています。

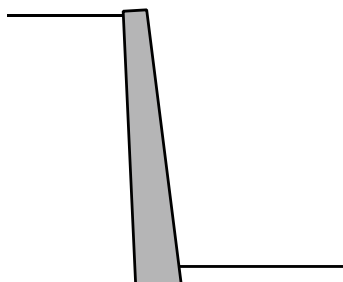
【望ましい例】



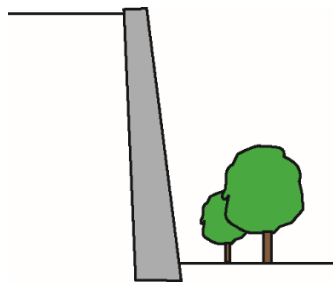
複数種の樹木等により、うるおいを与えています。

○のり面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設けましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



樹木や壁面緑化により、圧迫感を軽減しています。

○のり面の緑化が難しい場合は、のり尻や擁壁際に植栽を設けましょう。

② 緑化

開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。

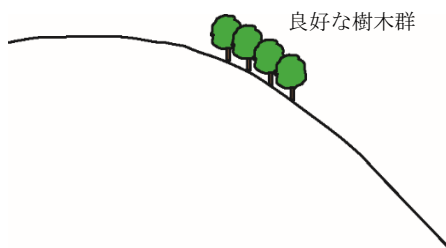
地区区分

すべて

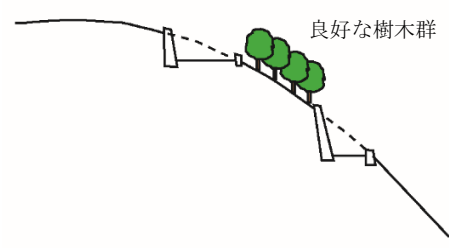
< 解説 >

ポイント①：行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存または移植によって修景に活かしましょう。

【避けるべき例】

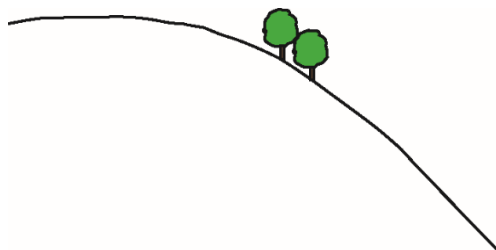


【望ましい例】

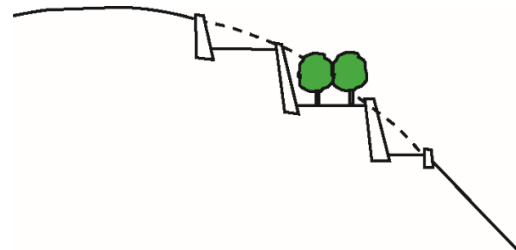


○樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるような造成計画としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植し、修景に活かしましょう。

ポイント②：国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域は、建築物及び工作物、開発行為等は原則できません。詳しくは自然公園法の行為の許可基準（自然公園法施行規則第11条）または環境省（慶良間自然保護官事務所）にお問い合わせ下さい。

当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化する。

地区区分

すべて

< 解説 >

⇒ それぞれの地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化します。

- ・建築物に関する緑化 p.61～67（敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等） 参照
- ・工作物に関する緑化 p.77～78（緑化等） 参照

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

<ねらい・目的>

土地の開墾や土石の採取等による土地の形質の変更は景観に大きな影響を与えることから、できる限り土地の形質の変更を抑え、外部から目立たないような工夫等、土地の形質の変更に伴う採取・採掘方法と変更後の措置、地形・擁壁・のり面、緑化に関する基準を設けています。

① 採取・採掘方法と変更後の措置

採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。

地区区分

すべて

<解説>

ポイント①：生態系や生活面等に配慮し、採取や採掘の範囲・面積は必要最小限にとどめましょう。

○採取や採掘の範囲・面積は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮し、採取または採掘後の跡地は自然植生と調和した緑化等により修景しましょう。

採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景する。

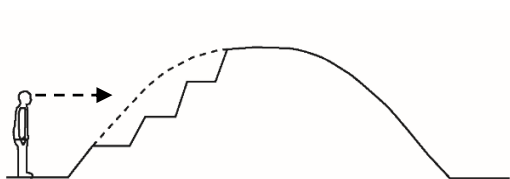
地区区分

すべて

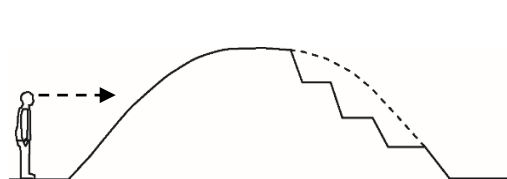
<解説>

ポイント①：道路、公園等の公共の場所から見通しにくい行為地を選定することや、行為が目立ちにくいように工夫しましょう。

【避けるべき例】

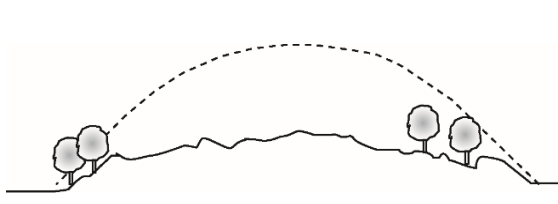


【望ましい例】

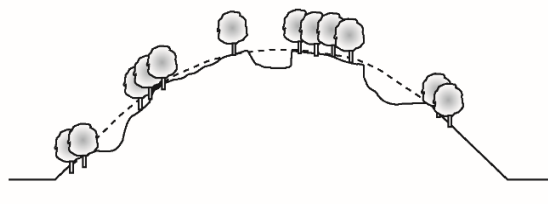


○道路等の公共の場所から見えない位置で、採取や採掘をしましょう。

【避けるべき例】



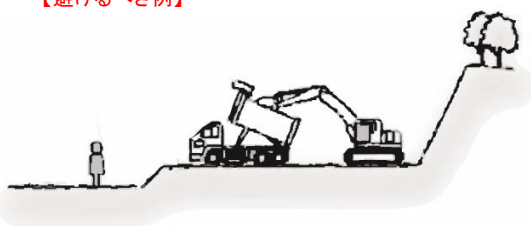
【望ましい例】



○採取や採掘を行う場所を分割し、地形の改変を小さくしましょう。

< 解説 >

【避けるべき例】



【望ましい例】



- 行為地の周囲に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにしましょう。
- また、行為地への出入口は、行為地内部が見通しにくい位置に設けましょう。

< 解説 >

ポイント②：採取又は採掘後の跡地は、行為後にできるだけ速やかに露出した地肌を緑化しましょう。緑化に際しては、行為前の植生にできるだけ近づけ、時間とともに成長する樹木の特性を考慮しましょう。

- 採取や採掘が全て終了してから緑化に着手するのではなく、採取や採掘が終了した部分から、順に緑化しましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



- 緑化を行いやすくするために、のり面が緩やかになるような採取や採掘の計画としましょう。
- 採取や採掘を行った跡地の緑化は、行為前の植生と同種のものとするなど、地域の景観特性や気候、風土に合った樹種を選定しましょう。

② 地形、擁壁・のり面

できる限り行為前の地形を活かしたものとする。

地区区分

すべて

擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。

地区区分

すべて

のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。

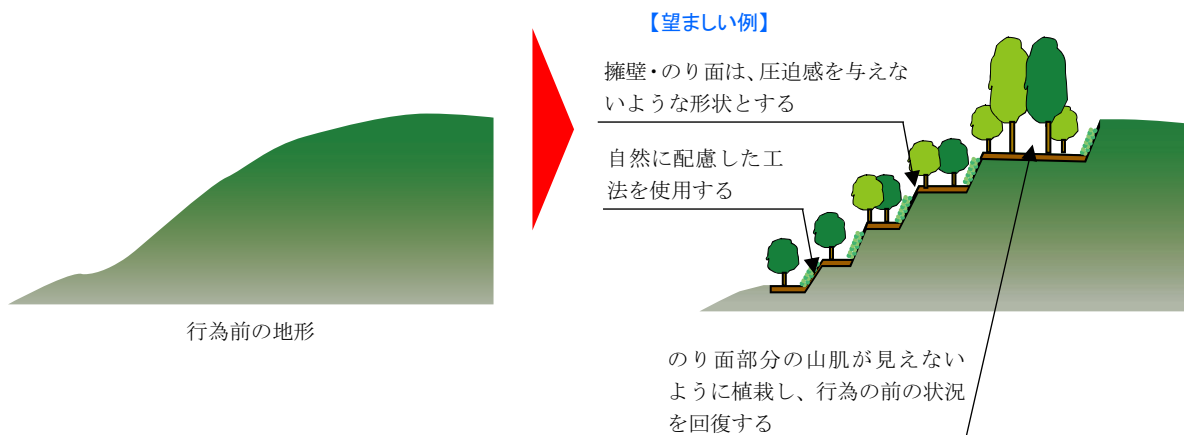
地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮しましょう。

ポイント②：のり面については緑化を行い、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材としましょう。



○周辺の自然景観に与える影響をできる限り少なくし、豊かで貴重な自然環境・景観を守りましょう。

環境省では、自然公園において生物多様性の保全に配慮し周辺の環境と調和した自然回復を目指す法面・斜面の緑化を推進するため「自然公園における法面緑化指針」を策定しています。

また、本指針の趣旨を説明するため、「自然公園における法面緑化指針解説編」もあわせて作成しています。

- ・自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月）
- ・自然公園における法面緑化指針解説編（平成 27 年 10 月）

③ 緑化

当該行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残す。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：国立公園の特別地域では動植物の採取・捕獲等が規制されています。ケラマツツジやカクチョウラン等の27種類の植物、タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメの動物が指定されています。

国立公園の特別地域では、自然公園法第20条第3項第11号において、高山植物その他の植物で環境大臣が指定するもの（「指定植物」という）を採取し、又は損傷する事が規制されています。

また、国立公園の特別地域において指定動物の捕獲等（捕獲・殺傷、卵の採取・損傷）が自然公園法により規制されています。特別保護地区では、全ての動物の捕獲等が自然公園法により禁止されています。

- ・指定されている指定植物の一覧（環境省）

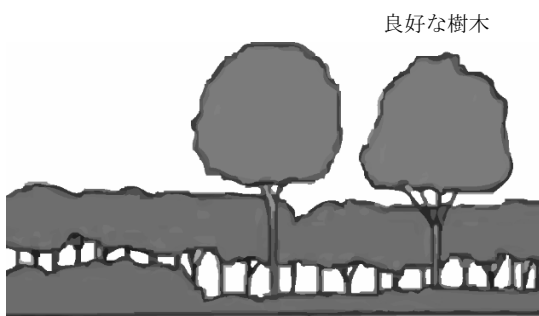
https://www.env.go.jp/nature/np/plant_prot/index.html

- ・特別地域内において捕獲等が規制されている指定動物（環境省）

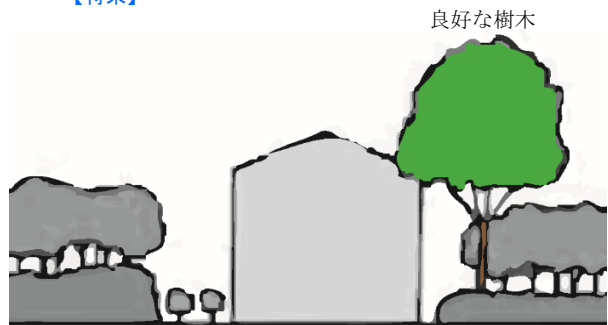
https://www.env.go.jp/nature/np/animal_prot/index.html

ポイント②：開発行為を行う土地に貴重な植生や古木・名木がある場合には、できる限り保全し、それによりがたい場合でも移植などにより保全・活用します。

【現状】



【将来】



植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。

地区区分

すべて

< 解説 >

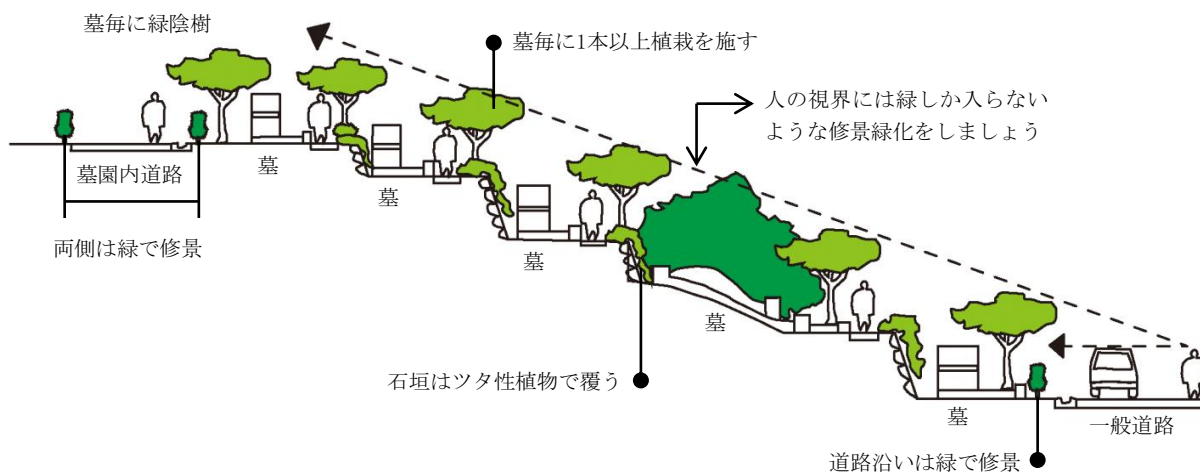
ポイント①：植栽の際は、周辺の植生を調査し、周辺景観に影響のない樹種（地域に従前から多く生育する樹種、在来種）を選定するよう特に配慮しましょう。

ポイント②：植物には形態的な分類として高木、中木、低木、草花などがあり、それぞれの植物に適した陽当り・温度・湿度・土壌などの環境条件があります。沖縄の自然環境に合った樹種を選定し、生育具合に応じた水やり・施肥、勢定を適切に行いましょう。

< 解説 >

ポイント①：墓地ごとに1本以上の中高木植栽を施し、低い生垣の設置やブロック塀緑化を行うことにより、すっきりとした緑豊かな環境をつくりましょう。

【望ましい例】



(5) 木竹の伐採

<ねらい・目的>

300 m²を超える木竹の伐採は景観に大きな影響を与えることから、できる限り木竹の伐採を抑えたり、外部から目立たないような工夫等、伐採方法と伐採後の措置に関する基準を設けています。

① 伐採方法と伐採後の措置

伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。

地区区分

すべて

伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいする。

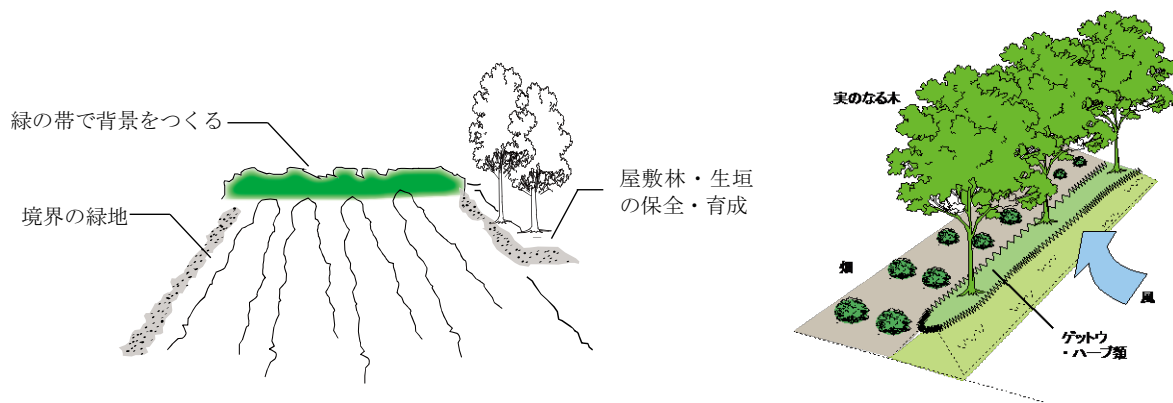
地区区分

すべて

< 解説 >

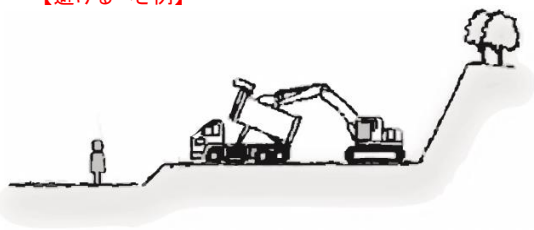
ポイント①：自然環境や景観面等に配慮し、伐採の範囲・面積は必要最小限にとどめましょう。

ポイント②：海への赤土の流出防止等のためにも、伐採後は裸地面をつくらぬよう植林や被覆に努めましょう。また、伐採跡地はできる限り、道路等の公共の場所から見えぬようにしましょう。



○畑地と排水路の境には、ゲットウ等の畔やグリーンベルトを設けて表土の流出を防ぎましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○木竹を伐採した周囲に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えぬようにしましょう。

○また、木竹を伐採した出入口は、伐採跡地の内部が見通しにくい位置に設けましょう。

植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：植栽の際は、周辺の植生を調査し、周辺景観に影響のない樹種（地域に従前から多く生育する樹種、在来種）を選定するよう特に配慮しましょう。

ポイント②：植物には形態的な分類として高木、中木、低木、草花などがあり、それぞれの植物に適した陽当り・温度・湿度・土壌などの環境条件があります。沖縄の自然環境に合った樹種を選定し、生育具合に応じた水やり・施肥、勢定を適切に行いましょう。

（6）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

< ねらい・目的 >

道路や公園などの公共空間から見て、堆積物が露出していると、周囲に圧迫感や不安感などの印象を与え、景観を阻害することになるため、できる限り外部から目立たないような工夫等、物件の堆積の高さ・位置・遮へい堆積の方法に関する基準を設けています。

① 高さ・位置・遮へい

積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑える(3.0m以下)。

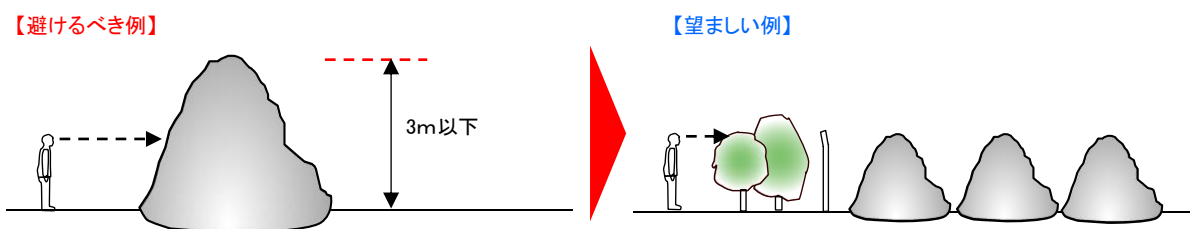
地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：道路等の公共空間から見た際になるべく目立たないように、分けて積み上げる等の配慮をしましょう。

ポイント②：建築資材や再生資源を積み上げる際の高さは、できる限り周辺の建築物の高さより低く（3.0m以下）抑えましょう。



○道路等の公共空間から見た際になるべく目立たないように、分けて積み上げる、周囲から積み上げたものが容易に見通せないように、樹木や塀などで遮へいする等、景観を阻害しないように配慮しましょう。

② 堆積の方法

堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛ける。

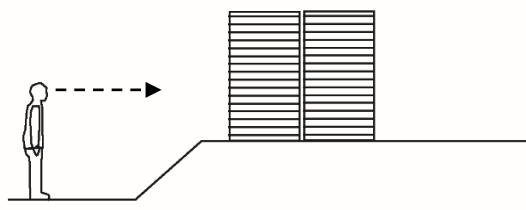
地区区分

すべて

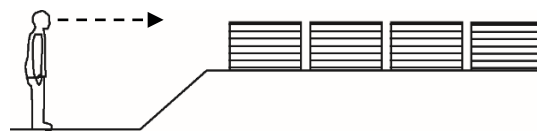
< 解説 >

ポイント①：集積や貯蔵する高さを抑えけるとともに、乱雑な景観とならないよう、整然とした集積や貯蔵としましょう。

【避けるべき例】

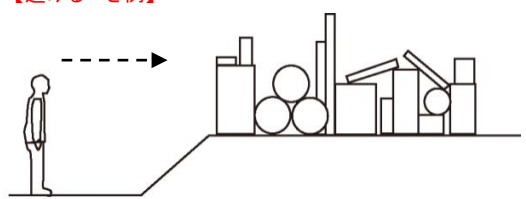


【望ましい例】

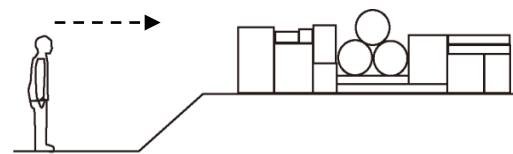


○積み上げる高さはできる限り抑えましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○資材置き場の物品は、整然と集積・貯蔵し、適切に管理をしましょう。

(7) 特定照明

<ねらい・目的>

誰もが光害に妨げられることなく自然のままの星空を見ることができるよう、日常生活や工事などの作業等に支障をきたさない範囲において、屋外の特定照明の照射のあり方等に関する基準を設けています。

① 照明の方法

最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。

地区区分

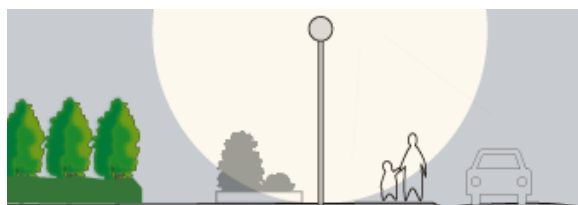
過度な明滅(めいめつ)を避ける。

地区区分

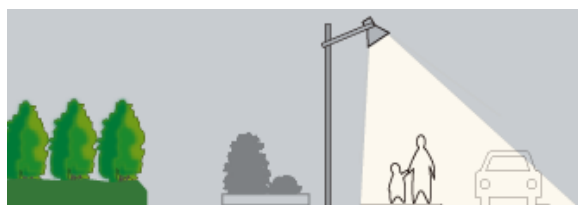
< 解説 >

ポイント①：光によって野生生物や植物に影響を及ぼすことがあります。生態系の保全の観点からも、上方を避けて必要な下方に光を放射する等、必要最小限の照明にしましょう。また、照明器具は、省エネルギー性に配慮し、効率の良い光源、安定器などの使用に努めましょう。

【避けるべき例】

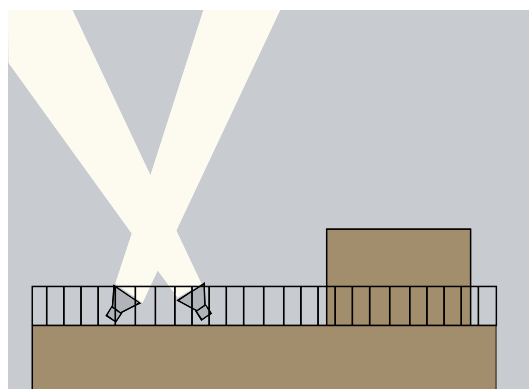


【望ましい例】



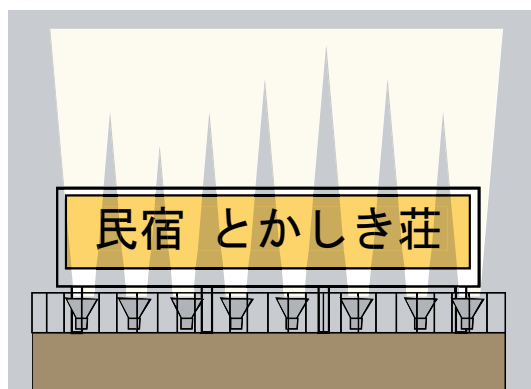
ポイント②：照明の使用光源は穏やかなものとし、空や道路などの公共空間には照射しない。また、対象物以外への照射は最低限にするなど周辺的环境に配慮しましょう。

【避けるべき例】



○特定照明以外の目的でサーチライト・レーザー等の投光器の使用を避けましょう。

【避けるべき例】



○照射範囲を効率良くし、上方へ漏れる光を抑え、光害の防止に努めましょう。

・光害対策ガイドライン（平成18年12月改訂版）

http://www.env.go.jp/air/life/hikari_g_h18/index.html

渡嘉敷村景観形成ガイドライン

令和2年2月

発行：渡嘉敷村 観光産業課

〒901-3592

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

TEL 098-987-2321（代表）

